

令和7年6月

篠栗町議会第2回定例会 会 議 録

福岡県篠栗町議会

会期日程

(会期：6月4日(水)～12日(木) 9日間)

会 期	月	日	曜	会議・休会その他	開 議 時 刻	摘 要
第1日	6	4	水	本 会 議	午前10時	開 会
						・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・議案の上程(提案理由説明)及び質疑 ・議案の委員会付託 ・採 決 (人事案)
第2日	6	5	木	考 案 日		
第3日	6	6	金	本 会 議	午前10時	・一般質問
第4日	6	7	土	休 会		閉 庁
第5日	6	8	日	休 会		閉 庁
第6日	6	9	月	条 例 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第7日	6	10	火	予算特別委員会	午前10時	・付託案件審査
第8日	6	11	水	予 備 日		
第9日	6	12	木	本 会 議	午前10時	・付託案件委員長報告 ・採決 ・所管事務の閉会中の継続調査の件
						閉 会

令和7年第2回 篠栗町議会定例会 議事日程 第1号

令和7年6月4日(水) 午前10時開議

第1, 会議録署名議員の指名 10番 , 11番

第2, 会期の決定の件

第3, 議案の上程(提案理由説明)及び質疑

第4, 議案の委員会付託について

第5, 議案第28号 篠栗町固定資産評価員の選任について

議案付託表

議案 番号	件 名	付託委員会
26	専決処分を求めることについて(専決第7号) 〔篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について〕	総務建設 常任委員会
27	専決処分を求めることについて(専決第6号) 〔篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について〕	文教厚生 常任委員会
29	工事請負契約の締結について	文教厚生 常任委員会
30	財産の取得について	総務建設 常任委員会
31	財産の取得について	総務建設 常任委員会
32	財産の取得について	総務建設 常任委員会
33	財産の取得について	総務建設 常任委員会
34	財産の取得について	総務建設 常任委員会
35	財産の取得について	文教厚生 常任委員会
36	令和7年度 篠栗町一般会計補正予算(第1号)について	予算 特別委員会
37	令和7年度 篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について	予算 特別委員会
38	令和7年度 篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について	予算 特別委員会
39	令和7年度 篠栗町水道事業会計補正予算(第1号)について	予算 特別委員会
40	令和7年度 篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算(第1号)について	予算 特別委員会
41	工事請負契約の締結について	文教厚生 常任委員会
42	工事請負契約の締結について	文教厚生 常任委員会

令和7年第2回 篠栗町議会定例会 議事日程 第2号

令和7年6月6日(金) 午前10時開議

第1, 一般質問

質問順位	議席番号	質 問 者	
1.	1 番	崎山 佐穂	議 員
2.	3 番	吉本 文枝	議 員
3.	12番	荒牧 泰範	議 員
4.	7 番	品川 静	議 員
5.	5 番	太郎良 瞳	議 員
6.	6 番	横山 和輝	議 員

令和7年第2回 篠栗町議会定例会 議事日程 第3号

令和7年6月12日(木)午前10時開議

- 第1, 議案第26号 専決処分を求めることについて(専決第7号)
〔篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について〕
- 第2, 議案第27号 専決処分を求めることについて(専決第6号)
〔篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について〕
- 第3, 議案第29号 工事請負契約の締結について
- 第4, 議案第30号 財産の取得について
- 第5, 議案第31号 財産の取得について
- 第6, 議案第32号 財産の取得について
- 第7, 議案第33号 財産の取得について
- 第8, 議案第34号 財産の取得について
- 第9, 議案第35号 財産の取得について
- 第10, 議案第36号 令和7年度 篠栗町一般会計補正予算(第1号)について
- 第11, 議案第37号 令和7年度 篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 第12, 議案第38号 令和7年度 篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 第13, 議案第39号 令和7年度 篠栗町水道事業会計補正予算(第1号)について
- 第14, 議案第40号 令和7年度 篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算(第1号)について
- 第15, 議案第41号 工事請負契約の締結について
- 第16, 議案第42号 工事請負契約の締結について
- 第17, 常任委員会の閉会中の継続調査の件

令和7年第2回(6月)

篠 栗 町 議 会 定 例 会

6月4日(開会)

令和7年 第2回 定例会 会議録

日時 令和7年6月4日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	崎 山 佐 穂	2番	浦 野 雅 幸	3番	吉 本 文 枝
4番	門 馬 良	5番	太 郎 良 瞳	6番	横 山 和 輝
7番	品 川 静	8番	古 屋 宏 治	9番	栗 須 信 治
10番	村 瀬 敬 太 郎	11番	今 長 谷 武 和	12番	荒 牧 泰 範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	田 村 明 広
教 育 長	今 長 谷 寛	総 務 課 長	有 隅 哲 哉
財 政 課 長	藤 忠 文	財産活用課長	熊 谷 重 幸
会 計 課 長	西 村 智 子	まちづくり課長	大 内 田 幸 介
税 務 課 長	山 口 恵 美	収 納 課 長	平 山 智 久
住 民 課 長	進 藤 功 次	健 康 課 長	田 中 久 善
福 祉 課 長	村 瀬 菊 子	産業観光課長	松 熊 大
都市整備課長	堀 雅 仁	上下水道課長	花 田 篤
学校教育課長	吉 村 秀 昭	こども育成課長	藤 幸 三
社会教育課長	横 内 綾 子		

出席した議会事務局職員

局 長	水 江 靖 浩	次 長	伴 秀 代
係 長	齊 藤 裕 子	主 事	黒 瀬 友 宏

開会 午前10時00分

○議長（古屋 宏治） おはようございます。

本日は、全員出席で開議は成立いたします。

ただいまから、令和7年第2回篠栗町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

また、4月25日より議会運営委員会の委員に交代がありました、横山和輝議員に代わって、吉本文枝議員が委員に就任いたしましたので御報告をいたします。

また、自然環境・新エネルギー対策特別委員会の委員長が品川議員に交代しましたのであわせて報告いたします。

これより、日程に従い議事を進めてまいります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、議長において、

10番 村瀬敬太郎議員、11番 今長谷武和議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日から6月12日までの9日間にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古屋 宏治） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月12日までの9日間に決定いたしました。

日程第3、議案の上程を議題といたします。

本定例会に提出されております議案は、議案第26号から議案第42号までの計17議案でございます。それでは、議案第26号から議案第42号までを一括議題といたします。

町長に一括して提案理由の説明を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） 皆様おはようございます。

本日、令和7年第2回の定例会を招集いたしましたところ、公私とも御多忙の中、御出席賜り誠にありがとうございます。

濃淡ちりばめた緑が映えた5月が過ぎ6月に入りました。麦刈りが終わった津波黒、和田地区の田植えが終了する頃には九州北部の梅雨入りの模様でございます。

昨年も申しましたが、地球温暖化による影響が年々顕著になってきておりまして、日本の四季の移り変わりも、数十年前とは明らかに変化を感じております。地球全体の課題としてのカーボンニュートラルへの一層の具体的な取組を我々基礎自治体も真剣に進めなければならないと実感しております。

提案理由の説明に入る前に、第1回定例会以降の諸情勢について御報告いたします。懸案でありました庁舎の耐震化工事が5月30日に完了いたしました。これによって、地震発生時における災害対策本部機能を維持することが可能となります。一安心でございます。

6月広報表紙にも掲載しておりますとおり、今年は合併70周年の節目の年であります。式典等はいりませんが、篠栗町の個性あふれた明るい未来に向けての節目の年らしい発信をしてまいる予定でございます。

昨日6月3日に福岡県町村会臨時総会が開催されまして、引き続き福岡県町村会副会長としての職を担うこととなりました。篠栗町の行政運営に軸足を置いて取り組むことはもちろんでございますが、二期目となります遠賀郡水巻町長の美浦会長を支え、福岡県町村会全体の発展のためにも努力してまいりたいと考えております。

4月以降、各団体の総会に参加しておりますが、子ども会育成会等活動が困難だとして休会となる区が多くなってまいりました。PTA活動やシニアクラブなども含め、これまで地域での自治活動を支えてきた、こうした活動を絶やさないためにも、共働き世代が多くなった今の時代にふさわしい組織運営等、町がしっかりサポートする体制を構築する時代になってきたと考えております。関係団体の方々や、町外のまちづくりの専門家とともにワークショップを開いて取り組むをスタートさせたいと思っております。

4月から職員体制も新たになり令和7年度がスタートいたしました。私は常日頃から、全職員宛の庁内メールや、課長・課長補佐を通して、篠栗町に奉職する職員としての求められる姿を発信しているつもりではありますが、中々私の思いが届いてないという事例が身受けられることから、7月に係長から新入職員までを対象に「いかに真心をもって町民の皆様に接するか」といった内容で、階層別研修を実施することといたしました。今後はこうした研修を毎年続けていきたいと考えております。

今定例会後の6月14日（土）9時半から、第11回「よろこびとふれあいのまちづくり」フォーラムが開催されます。本年度も引き続き、子ども主体の居場所づくりについて考えるフォーラムとなっております。現在クリエイト篠栗の大ホールが工事中のため、篠栗中学校のマドレでの開催でございますので、どうぞ御参加頂きますようよろしくお願い申し上げます。

雨の多い時期を控え、6月23日(月)に職員による防災机上訓練を実施いたします。
平成21年(2009年)7月に2名の犠牲者を出した豪雨災害から16年が経過し、職員もかなり若返りました。災害時の迅速な職員体制の構築と対応等について、同規模の災害が起こったという想定で訓練をする予定でございます。

各課長には、総務建設・文教厚生の両委員会においての御審議・採決をお願いする過程において、両委員長に対し、提出資料の説明や手順等について十分に事前に御説明するよう指示をしております。引き続き御指導賜り、議会の進捗が滞ることのないよう準備いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上、諸情勢報告を申し上げます。

続きまして、本定例会に提案しております議案第26号から議案第42号までの17議案について説明をいたします。

議案第26号は「専決処分の承認を求めることについて(専決第7号)」であります。本議案は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が、令和7年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、篠栗町税条例の一部を改正する必要が生じ、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を求めるものであります。

議案第27号は「専決処分の承認を求めることについて(専決第6号)」でございます。本議案は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が、令和7年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じ、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を求めるものであります。

議案第28号は「篠栗町固定資産評価員の選任について」であります。本議案は、前固定資産評価員 大塚 哲雄 氏の退任により、新たに固定資産評価員として 田村 明広 氏を選任することについて、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第29号は「工事請負契約の締結について」であります。本議案は、町の児童厚生施設となる、やまばと児童クラブ整備事業について仮契約を締結しましたので、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。契約の方法は、企画競争入札。契約の金額は、6,050万円。契約の相手方は、立開・コプラス特定建設工事共同企業体 代表者 有限会社立開工務店 代表取締役 立開 克利 であります。

議案第 30 号は「財産の取得について」であります。本議案は、消防団多機能型小型動力ポンプ積載車の購入のため、財産の取得について仮契約を締結いたしましたので、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

取得する財産は、消防団多機能型小型動力ポンプ積載車 2 台。契約金額は、3,443 万 3,840 円。契約方法は、一般競争入札。契約の相手方は、株式会社福岡トーハツ 代表取締役 澤田 守雄 であります。

議案第 31 号は「財産の取得について」であります。本議案は、消防団小型動力ポンプ積載車の購入のため、財産の取得について仮契約を締結いたしましたので、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

取得する財産は、消防団小型動力ポンプ積載車 8 台。契約金額は、1 億 146 万 4,400 円。契約方法は、一般競争入札。契約の相手方は、株式会社福岡トーハツ 代表取締役 澤田 守雄 であります。

議案第 32 号は「財産の取得について」であります。本議案は、消防団ポンプ自動車の購入のため、財産の取得について仮契約を締結いたしましたので、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

取得する財産は、消防団ポンプ自動車 2 台。契約金額は、5,828 万 8,440 円で、契約方法は、一般競争入札。契約の相手方は、株式会社福岡トーハツ 代表取締役 澤田 守雄 であります。

議案第 33 号は「財産の取得について」であります。本議案は、消防団支援車の購入のため、財産の取得について仮契約を締結いたしましたので、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

取得する財産は、消防団支援車 1 台。契約金額は 892 万 9,100 円。契約方法は、一般競争入札。契約の相手方は、株式会社福岡トーハツ 代表取締役 澤田 守雄 であります。

議案第 34 号は「財産の取得について」であります。本議案は、消防団指令車の購入のため、財産の取得について仮契約を締結いたしましたので、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

取得する財産は、消防団指令車 1 台。契約金額は、1,078 万 300 円。契約方法は、一般競争入札。契約の相手方は、株式会社福岡トーハツ 代表取締役 澤田 守雄 であります。

議案第 35 号は「財産の取得について」であります。本議案は、小中学校給食室備品の購入のため、財産の取得について仮契約を締結いたしましたので、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

取得する財産は、篠栗小学校においてマイコンスライサー 1 台・パススルー冷蔵庫 2 台、勢門小学校において立体自動炊飯器 2 台、北勢門小学校においてティルティングブレイジングパン 1 台・スチームコンベクションオーブン 1 台、篠栗中学校において牛乳保冷库 1 台・立体自動炊飯器 1 台・消毒保管庫 1 台。契約金額は、

1,317 万 8,000 円。契約方法は、一般競争入札。契約の相手方は、株式会社中西製作所 九州支店 支店長 小谷 雅人 であります。

〔議案第 36 号から議案第 40 号までの 5 議案は、令和 7 年度補正予算〕であります。

議案第 36 号は「令和 7 年度篠栗町一般会計補正予算（第 1 号）について」であります。当該補正予算は、令和 7 年度篠栗町一般会計予算の総額に 1,215 万 9,000 円を追加し、予算総額を 145 億 4,397 万円とするものであります。

まず、歳入といたしましては、地方交付税 890 万 9,000 円を減額し、国庫支出金 1,056 万 8,000 円、町債 1,050 万円をそれぞれ追加するものであります。

次に、歳出の主なものといたしましては、教育費において、小学校管理費として（工事設計委託料）2,113 万 8,000 円を追加するものであります。その他人事異動等による人件費 1,291 万 8,000 円を減額するものであります。

債務負担行為につきましては、粕屋南部消防組合分担金を（令和 7 年度から令和 11 年度）に 3,524 万 2,000 円を追加するものであります。

最後に、地方債については、借入れ限度額を変更するものとして、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業

1,050 万円を追加するものであります。

議案第 37 号は「令和 7 年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について」であります。当該補正予算は、令和 7 年度篠栗町国民健康保険特別会計予算から、歳入歳出それぞれ 290 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 27 億 3,495 万 9,000 円とするものであります。内容は、人事異動に伴う人件費の補正

でございます。

議案第38号は「令和7年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」であります。当該補正予算は、令和7年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算から、歳入歳出それぞれ76万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億6,448万9,000円とするものであります。内容は、人事異動に伴う人件費の補正でございます。

議案第39号は「令和7年度篠栗町水道事業会計補正予算（第1号）について」であります。当該補正予算は、令和7年度篠栗町水道事業会計予算における収益的支出に402万7,000円を追加し、収益的支出の総額を6億3,370万1,000円とするものであります。内容は、人事異動に伴う人件費の補正でございます。

議案第40号は「令和7年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第1号）について」であります。当該補正予算は、令和7年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算における収益的支出に951万1,000円を追加し、収益的支出の総額を8億9,153万3,000円とするものであります。内容は人事異動に伴う人件費の補正であります。

議案第41号は「工事請負契約の締結について」であります。本議案は、勢門小学校屋内運動場長寿命化改修工事について仮契約を締結いたしましたので、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の方法は、指名競争入札。契約の金額は、3億6,278万円。契約の相手方は株式会社飯田工務店 代表取締役 小山田 義人 であります。

議案第42号は「工事請負契約の締結について」であります。本議案は、北勢門小学校屋内運動場長寿命化改修工事について仮契約を締結いたしましたので、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の方法は、指名競争入札。契約の金額は、3億2,460万9,120円。契約の相手方は、香椎建設株式会社 代表取締役城戸 崇吉 であります。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の提案理由でございます。

慎重審議方よろしくお願いいたします。

○議長（古屋 宏治） ただいまの提案理由の説明に対し、大綱質疑を行います。

質疑はありませんか。

ないようですので、質疑を終わります。

日程第４、議案の委員会付託についてを議題といたします。

議案第２６号から議案第４２号までの、１７議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案のうち議案第２８号は人事案件ですので委員会への付託は省略し本日の日程といたします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古屋 宏治） 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、議案第２６号、議案第２７号、議案第２９号から議案第３５号まで及び議案第４１号、議案第４２号の１１議案につきましては、タブレットに掲載のとおり、総務建設・文教厚生、それぞれの所管の常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古屋 宏治） 異議なしと認めます。よって、そのように付託することに決定いたしました。

次に、議案第３６号から議案第４０号までの予算関連５議案につきましては、議長を除く１１人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託したいと思いますこれに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古屋 宏治） 異議なしと認めます。よって、そのように付託することに決定いたしました。

なお、予算特別委員会の正副委員長につきましては申合せにより、委員長は７番、品川静議員、副委員長は、３番 吉本文枝議員でございます。

最後に、報告第６号から報告第１０号については予算特別委員会終了後に全員で報告を受けたいと思います。

日程第５、議案第２８号「篠栗町固定資産評価員の選任について」を議題といたします。

議案の説明に入ります前に、当事者であります 田村 明広 氏の退席を求めます。

（田村明広氏 退出）

○議長（古屋 宏治） 議案の説明を山口税務課長に求めます。

○税務課長（山口 恵美） 説明いたします。

議案第２８号「篠栗町固定資産評価員の選任について」

次の者を篠栗町固定資産評価員に選任したいので、地方税法

(昭和25年法律第226号)第404条第2項の規定により、議会の同意を求める。

氏名、田村明広。令和7年6月4日提出。篠栗町長 三浦 正。

提案理由、前固定資産評価員 大塚 哲雄 氏の退任により、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるもので、なお、次のページに履歴書を添付しておりますので、ご参照ください。

以上でございます。

○議長(古屋 宏治) ただいまの税務課長の説明に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は人事案件でございますので、討論は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(古屋 宏治) 異議なしと認めます。

討論を省略し、これより採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に同意することについて、賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

(表決)

○議長(古屋 宏治) 変更はございませんか。

(なし)

○議長(古屋 宏治) なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数11、賛成11、全員賛成と認め、よって、議案第28号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

それでは、田村 明広 氏の入場を求めます。

改めて報告いたします。

議案第28号「篠栗町固定資産評価員の選任について」は、原案のとおり全員賛成で同意することに決定いたしました。

報告を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして散会いたします。

散会 午前 10 時 27 分

令和7年第2回(6月)

篠 栗 町 議 会 定 例 会

6月6日(一般質問)

令和7年 第2回 定例会 会議録

日時 令和7年6月6日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	崎 山 佐 穂	2番	浦 野 雅 幸	3番	吉 本 文 枝
4番	門 馬 良	5番	太 郎 良 瞳	6番	横 山 和 輝
7番	品 川 静	8番	古 屋 宏 治	9番	栗 須 信 治
10番	村 瀬 敬 太 郎	11番	今 長 谷 武 和	12番	荒 牧 泰 範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	田 村 明 広
教 育 長	今 長 谷 寛	総 務 課 長	有 隅 哲 哉
財 政 課 長	藤 忠 文	財産活用課長	熊 谷 重 幸
会 計 課 長	西 村 智 子	まちづくり課長	大 内 田 幸 介
税 務 課 長	山 口 恵 美	収 納 課 長	平 山 智 久
住 民 課 長	進 藤 功 次	健 康 課 長	田 中 久 善
福 祉 課 長	村 瀬 菊 子	産業観光課長	松 熊 大
都市整備課長	堀 雅 仁	上下水道課長	花 田 篤
学校教育課長	吉 村 秀 昭	こども育成課長	藤 幸 三
社会教育課長	横 内 綾 子		

出席した議会事務局職員

局 長	水 江 靖 浩	次 長	伴 秀 代
係 長	齊 藤 裕 子	主 事	黒 瀬 友 宏

開会 午前10時00分

○議長（古屋 宏治） おはようございます。

本日は全員出席で開議は成立いたします。

傍聴に来庁されました皆様には感謝申し上げます。傍聴に対しまして、一般質問通告書一覧1ページの注意事項に目を通していただき、御協力頂きますようお願い申し上げます。それでは、失礼しました。

本日は議会事務局職員の写真撮影を許可しております。

それでは、日程第1、一般質問を行います。

質問者は6名でございます。質問時間は申合せにより答弁を除き1人30分以内いたします。この際議員の皆様は議事進行に際しましてのお願いを申し上げます。

質問議員も答弁者も言葉遣いに気をつけるように求めます。発言内容を精査して、小職において処置いたします。

御協力よろしく願いいたします。

それでは、順次質問を許可いたします。

質問順位1番、崎山佐穂議員。

○議員（崎山 佐穂） おはようございます。

議席番号1番、崎山佐穂でございます。

ただいまより、通告どおり「学校における防犯対策の現状と今後のあり方について」質問をさせていただきます。

学校現場における防犯意識は年々高まっており、町立学校ではコミュニティスクールとして、多くの地域ボランティアの方々が見守りをしてくださっています。小中学生が自分たちだけで徒歩や自転車で通学するスタイルは世界的に見ても非常に珍しく、日本がいかに治安がいい国であることを示していると思います。また、篠栗町においては、地域と学校の深いつながりと連携体制は誇るべき文化だと感じております。

ただその一方で、近年では、他の自治体において小学校への不審者の乱入事件、また、登校中の子供たちに車両が突っ込むといった痛ましい事件・事故が起きています。児童のみならず、教員も被害を受けるという事例が後を絶たない状況です。本町においても、こうした事件が起きてからでは遅く、未然に防ぐための対策を講じていく必要があると考えます。実際、ニュースなどを見聞きする中で、それぞれ異なる町立学校に通う子供や保護者と話すと、不審者侵入を想定した避難訓練などの対応が、学校ごとに異なっているように感じました。

子供たちが安心して学び、大人たちが安心して教育に専念できる学校環境の整備は、町の未来に対する責任であり、まさに今問われている課題だと受け止めております。

「何も起きていないから大丈夫」ではなく、「何か起きてからでは遅い」という視点で、明確な方針を持ち、防犯対策に取り組んで頂きたいと考えます。

そこで、以下３点について町の見解をお尋ねいたします。

１点目、「町立学校における防犯対策の現状と課題」についてです。本町には、三つの小学校と分校、二つの中学校、そして幼稚園がございます。登下校時の見守り活動や教職員、地域との連携を通じた防犯体制は一定程度整っていると認識しております。ただ、校内の不審者侵入や突発的な危険事案に対してどのような備えがなされているのか。具体的には、不審者侵入を想定したマニュアルの整備状況、避難訓練の実施状況、防犯設備の整備状況や、警備体制など、現時点で町がどのような取組をなされているのか、まずはお聞かせ頂きたいと思います。

２点目は、「防犯カメラの設置についての考え方と今後の整備方針」についてです。防犯カメラは、犯罪の抑止に一定の効果があるだけでなく、万が一の際の証拠記録としても非常に重要な役目を果たすと考えます。現在、町立学校における防犯カメラの設置状況はどのようになっているのか、また、今後さらなる整備を進めていくお考えがあるのか、町としての方針をお示してください。

３点目、「警察や地域との連携体制の現状と今後の強化の必要性」についてです。事件が発生した際の初動対応や、平時の情報共有において、警察や地域との連携は防犯体制の中核をなすものと考えます。現在の連携体制において、何か課題があると捉えられているのか、また今後さらに強化していくべき点があれば、それについて町のお考えをお聞かせください。

○議長（古屋 宏治） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

はい、今長谷教育長。

○教育長（今長谷 寛） おはようございます。

ただいま、崎山議員のほうから、学校における防犯対策の現状と今後のあり方について御質問頂きました。

最初の「町立学校における防犯対策の現状と課題」についての御質問にお答えいたします。近年、全国的に学校を対象とした事件が発生していることを踏まえ、子供たちの安全確保は最優先課題の一つであると認識しております。本町の町立小中学校においては、万が一の不審者侵入に備え、さすまたなどの備品を整備し、防犯訓練（避難訓練）を年１回以上実施するよう指示しております。訓練では、不審者対応の初動、児童

生徒の避難誘導、通報・連携の手順確認などを重点的に行い、教職員の対応力の向上に努めております。また、日常的な安全確保として、登下校時の見守り活動や、校門・通用口の施錠管理、来校者の受付対応の徹底など、学校ごとに具体的なマニュアルを定め、防犯意識の向上を図っております。

一方で、課題としては、学校施設の構造的な制約から不審者の侵入を完全に防ぐことは難しい点や、教職員の対応訓練の継続的实施、地域との協力体制の強化が必要であると感じております。今後は、警察や各学校と連携し、訓練の実効性の向上や、地域住民や保護者との協力体制の構築を進めるとともに、必要に応じて、施設の安全対策、防犯カメラやオートロックなどの検討も視野に入れ、子供たちが安心して学べる環境づくりに引き続き取り組んでまいります。

二つ目の「防犯カメラの設置への考え方と今後の整備方針」についての御質問にお答えいたします。現在、町立小中学校には、各校1台から6台程度の防犯カメラを設置しており、主に校門付近や昇降口・通用口など外部との接点が多い場所を中心に配置しております。これらは、不審者の侵入防止、及び万が一の事案発生時の記録保全を目的として活用しており、防犯抑止効果を一定程度果たしているものと考えております。

一方で、設置台数やカメラの設置範囲には限界があり、敷地全体の監視には十分でないケースもあることから、学校の規模や構造に応じた増設の必要性も課題として認識しております。また、個人情報保護との両立や機器の老朽化への対応、維持管理に関わる経費負担といった面も留意すべき点であります。今後は、こうした課題を踏まえながら、教育委員会として、各学校の実情を把握しつつ、必要に応じて、防犯カメラの増設や更新を段階的に進めていく方針であります。また、防犯カメラだけに頼るのではなく、教職員の見守り体制や地域との連携、訓練の実施など、ソフト面との組合せた多層的な防犯対策の充実を引き続き図ってまいります。

3番目に、「警察や地域との連携体制の現状と強化の必要性」についての御質問にお答えします。現在、警察や地域との連携体制の現状とその強化の必要性についてでございますが、児童生徒の安全確保のためには、学校単独での対応には限界があり、関係機関や地域と連携した体制づくりが不可欠であると考えております。本町におきましては、現在、学校と警察との間で不審者情報や交通安全情報の共有を行う体制が整っており、必要に応じて防犯訓練への協力を得ているほか、通学路点検や巡回指導など、一定の連携体制は構築されております。また、地域の見守りボランティアやPTAによる登下校時の見守り活動も行われており、学校・家庭・地域が協力して、子供たちを守る環境づくりが進められております。

しかしながら、近年は、突発的な事件や予測困難なリスクが増加しており、連携の仕組みだけでなく、連携の実効性を高めていく必要性を強く感じております。例えば、不審者侵入時など、緊急時の情報共有体制や初動対応について、警察・消防・地域住民との連携訓練の実施や、平時からの関係づくりをさらに強化することが重要です。今後は、教育委員会としても、学校現場における連携実態を確認しながら、学校と関係機関との連携体制の再確認や地域との意見交換などの場の活用を進め、より一体的で、機能的な安全体制の確立を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（古屋 宏治） 再質問ありますか。

はい、どうぞ。

○議員（崎山 佐穂） 学校のほうでマニュアルをつくられて、年に1回以上の訓練を行っているということに対して、少し質問、もう一度させていただきます。そのマニュアルをつくった段階で、まず何を基準に作られているのかと、つくったものに対してのチェック体制というか、先ほど言われたとおり、学校によって立地条件だったり、人数だったり、条件がいろいろ違ってくると思いますので、それに対してのチェック体制などあるのでしょうか。

○議長（古屋 宏治） はい、教育長。

○教育長（今長谷 寛） ただいまの質問に対しまして、これにつきましては、御存じと思いますが、学校保健安全法第29条において、各学校において危機等発生事故に対する対処要領の確認という意味で規定されております。したがって、国のほうから、これにつきましてはマニュアルにも基づいた各学校にとって、安全確保はできるマニュアルの作成が命じられ、これについて教育委員会としても確認をしております。

ただいまチェック体制ということで、それぞれの学校長に実施訓練をした後、その状況報告、そして不備な点につきましては改善を指示し確認をとっているところでございます。

以上です。

○議長（古屋 宏治） 再質問ありますか。

はい、どうぞ。

○議員（崎山 佐穂） はい、そのようにマニュアルもつくられて、チェック体制もあるということなんですが、実際に全員の子供に聞いたわけではないのでわからないですが、子供たちの中にはどういうふうに対応したらいいかわからないだったり、ちょっとよく分かってないお子さんもいらっしゃるんですよね。ということは、実際その現場

に居合わせるだろう子供たちに、どうやって対応したらいいかっていう動きが伝わっていない子供もいるので、子供たちにはやっぱり学年や特性に応じた言葉だけでは難しい場合、視覚支援など、避難訓練だったりを伝える、伝え方にもう少し工夫が必要なのではないかと感じましたが、実際そういったマニュアル自体はありますけども、子供にどう伝えるか、ちゃんと浸透するかというところまで考えられてはいますか。

○議長（古屋 宏治） はい、教育長。

○教育長（今長谷 寛） 今御指摘の点につきまして、各学校長に再確認すべきことだろうとは思いますが、まずもって、子供の命を守る、これが第一でございますので、教職員がその考えに基づいてまずは行動を起こすということになると思います。その次に、子供たちにどういう行動をとらせるかということになると思いますけれども、そのあとについては発達の状況、そして今言われましたように子供たちのそれぞれの特性に応じた内容について再度確認をして、徹底が図れるように指示をしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（古屋 宏治） 再質問ありますか。

○議員（崎山 佐穂） 終わります。

○議長（古屋 宏治） 質問順位 2 番、吉本文枝議員。

○議員（吉本 文枝） おはようございます。議席番号 3 番、公明党、吉本文枝でございます。通告に従い一般質問をいたします。

1 問目、住民の命を守るため、脱炭素対策と熱中症対策の両面から「給水スポットの設置」について質問いたします。

公明党は、カーボンニュートラル社会をつくるため熱中症対策や災害時の対応を含めた「給水インフラのグリーン化」を進めています。本町でも 2021 年、2050 年までに二酸化炭素の排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティささぐり」を宣言しています。

カーボンニュートラル社会の実現のために、例えば、マイボトルの利用を前提とした給水スポットを設置することで、使い捨てのプラスチックの使用削減が期待できます。これにより、製造・運搬・廃棄の各段階における二酸化炭素排出量が削減できます。

また、再生可能エネルギーの活用として給水スポットを太陽光パネルで電力供給することで、エネルギー源にも脱炭素の工夫ができ、給水機の冷却やろ過システムを省エネ設計のものにすることで、さらに脱炭素が期待できると考えます。

また、真夏の水道水の水温は 25℃と言われ、常温水の補給は脱水症状の対策であ

り、熱中症対策にはなりません。熱中症の予防対策には5℃から15℃の冷水が適していると言われています。それは胃をスムーズに通過して小腸での吸収が速いため効率的に水分補給ができ、特に運動している時や暑い環境の中では、体温を下げる効果があるからです。

そこで2点伺います。

1点目、まずは、通勤通学・ウォーキングなど外出時における水分補給のため、マイボトルの持参を習慣化することを推進してはいかがでしょうか。それにより、ペットボトル購入の機会も減りプラスチックごみの削減にもなるため、カーボンニュートラルの推進に寄与するものと考えます。町の取り組みとして、マイボトル運動を推進・啓発することについてどのようにお考えでしょうか。

2点目、マイボトルが空になった場合、給水スポットが必要になってきます。利用回数がカウントされる給水機もあり、ペットボトル何本分のごみが削減できたかを可視化できることで、住民の環境意識向上や行政の事業評価の説明にも役立ちます。何より、ゼロカーボンシティ目標達成に向けて住民とともに進められるのではないかと考えます。そして、熱中症予防の対策としても、庁舎やカブトの森など人が多く集まる公共の場所。また、災害時には避難場所となり、平時にも子供たちが利用する学校体育館などに給水スポットを設置することは、脱炭素対策と熱中症対策を両立させ、持続可能な社会の実現に貢献できると考えます。

町長のお考えを伺います。

○議長（古屋 宏治） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） おはようございます。

ただいまは、吉本議員から「給水スポットの設置」について、ご質問をいただきました。ご質問の前段のお話がありましたように、2050年までに二酸化炭素の排出実質ゼロを目指すカーボンニュートラル社会を実現することは、わが国の責務であると同時に、私たち基礎自治体の責務であると認識しております。

環境省では、2021年に地球温暖化対策推進法に基づく政府の総合計画であります「地球温暖化対策計画」において「2050年カーボンニュートラル」宣言、2030年度に46%削減目標等の実現を掲げ、計画を改定いたしました。

この改定においては、わが国の中間目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度対比46%削減することを目標とするとともに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていくとしたものでございました。温室効果ガスという定義は、主に

二酸化炭素でございますが、メタンや一酸化炭素、フロン等を指すものでございます。篠栗町においても、まずこれまで垂れ流してきた二酸化炭素の排出をどう削減していくかについて真剣に考え、カーボンニュートラル社会実現に向けてのロードマップを作成し、既に公共施設のオンサイトP P A事業等に取り組むことや庁用車をガソリン車から電気自動車、ハイブリッド車、水素自動車へと切り替えるなど、多岐にわたる取り組みに着手しているところでございます。

そうした篠栗町での取り組みを踏まえた上で、ご質問の各項目については、担当課であります都市整備課から健康課の見解も含めて答弁をいたしますのでよろしくお願いいたします。

○議長（古屋 宏治） はい、堀都市整備課長。

○都市整備課長（堀 雅仁） 吉本議員ご質問の「外出時における水分補給のためマイボトル持参を習慣化すること」についてお答えいたします。

環境省による循環型社会の推進において、全国民にマイボトル、マイカップの持参を啓発しているところであり、マイボトル、マイカップを持参する方が増えてまいりました。

本町においては、ごみ減量推進の観点から、篠栗町廃棄物減量等推進協議会を通じて、文化祭においてマイボトルを配布するなど、継続的な推進活動を行っております。しかしながら、私たちの生活の中でペットボトルの使用は定着していることから、利用しなくなったペットボトルは、依然として排出されることとなります。この対策として、ごみの分別、ストックヤード等で回収し、廃棄物とならないよう資源リサイクルにつなげていく活動も行っております。今後も廃棄物の減量と脱炭素社会の実現のため、マイボトル、マイカップの持参へ、より一層の推進及び啓発を行っていきたいと考えております。

次に、ご質問2の「給水スポットの設置とゼロカーボン・熱中症対策の両立」についてのご質問にお答えします。

ご提案のとおり、マイボトルの活用を前提とした給水スポットの整備は、ペットボトル削減による脱炭素の促進と、熱中症予防の観点の双方に資する施策であると認識しております。冷水補給による体温低下の効果や、小腸での吸収促進による効率的な水分補給は、特に夏季において重要な熱中症対策の一環であり、庁舎、公園、体育館等の公共施設における給水環境の整備は、住民の健康を守るうえで有効であると考えております。また、ペットボトル換算での削減本数などを「見える化」できる給水機を導入することで、住民の環境意識向上につながるとともに、行政としても事業の成果を

定量的に示すことが可能となり、町と住民が一体となってゼロカーボンシティの実現に向かう好循環が期待されます。一方で、冷水機能を備えた給水設備については、使用頻度が一定以下の場合、水の停滞による衛生管理上の課題が生じる懸念もあり、安全性や維持管理の観点から慎重な検討が必要であるとも考えております。

町といたしましては、現在、熱中症特別警戒アラート発表時に開放するクーリングシェルターの整備を進めており、給水機能はその補完的設備としても位置付けられるものと考えております。このため、クーリングシェルターとの連携を視野に、今後の設置可能性については、施設の種類、利用状況、コスト、安全性等を総合的に勘案しながら、引き続き調査・検討を進めてまいります。

また、災害時の水分補給に関しましては、給水機に限らず、災害対応型自動販売機の導入や備蓄水の整備など、多様な手段の確保にも取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（古屋 宏治） 再質問はありますか。

はい、どうぞ。

○議員（吉本 文枝） ありがとうございます。

マイボトルは、学校では子供たちが水筒を持っているので、これはマイボトルの進化と思うんですけれども、学校では、無くなったときはどのようにされているのですか。学校に給水機は必要だと思うんですけれども。昔は、直接口に入る給水機がありました。今はどのようなになっているのでしょうか。

○議長（古屋 宏治） どなたが答弁されますか。

はい、学校教育課長。

○学校教育課長（吉村 秀昭） 学校教育課長の吉村でございます。

各小学校には、給水機は設置しておりませんので、水道の注ぎ足しとなっております。中学校には、自動販売機を設置しているのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（古屋 宏治） はい、どうぞ。吉本議員。

○議員（吉本 文枝） 先ほどありましたように、熱中症対策は、冷水が必要かと思うので、家でも、なかなか水道水を飲むのは、ちょっと抵抗があるんですが、できれば子供たちにも、冷水を注ぎ足してあげることができないか、とか考えられませんか。

○議長（古屋 宏治） はい、学校教育課長。

○学校教育課長（吉村 秀昭） 今後の検討課題としていきたいと考えております。

○議長（古屋 宏治） はい、ほかに再質問はありますか。

はい、どうぞ。

○議員（吉本 文枝） 先ほど、給水機を設置するのに安全性とか言われてありましたけれども、前は学校でも口から直接飲む給水機を設置してありましたので、役場庁舎にも、前はあったような気がするんですけども、まずは庁舎とかに置いてみて検討することとかは、できないのでしょうか。

○議長（古屋 宏治） はい、財産活用課長。

○財産活用課長（熊谷 重幸） はい、議員がおっしゃるとおり、以前玄関のところへんに給水機を置いておりましたけど、利用される方も大分減ってきておりましたので、撤去しておりました。今後そういったお声がありましたら、また検討を進めてまいりたいと思っております。

○議長（古屋 宏治） はい、ほかに再質問はありますか。

はい、どうぞ。

○議員（吉本 文枝） 私は、マイボトルを持って歩くんですけども、やっぱり途中で無くなるんですよね。なので、結局ペットボトルを買って注ぎ足して持ち歩くという形になりますので、やっぱり給水機があるか、マイボトルを持つかという、結局、卵と鶏のような感じではあると思うので、どちらも一緒に進めて、マイボトルも配ってあると言ってあったので、それを活用できるような設備がやっぱり必要だと思いますので、どう思われますでしょうか。

○議長（古屋 宏治） はい、都市整備課長。

○都市整備課長（堀 雅仁） 先ほどの答弁の中にもありましたが、冷水機につきましては、例えば、使用頻度とかによりまして、頻度が少なくなると、当然、水道水を活用することになりますので、残留塩素等の消失とかいう形もありますので、そういった部分も加味しながら、衛生面も考えながら設置が必要になってくると思いますので、そういった頻度とか、そういったところも考慮しながら検討すべきだと考えております。

○議長（古屋 宏治） はい、再質問はありますか。

はい、どうぞ。

○議員（吉本 文枝） マイボトルを推進してゼロカーボンを目指すのであれば、やっぱり給水スポットを置いて、また使っていただけるようにすることで、安全が確保できるのではないかな、と聞いていて思ったんですけども、どうでしょう。

○議長（古屋 宏治） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 今、吉本議員がおっしゃったように、やはりこれからの時代、もっ

と もっと温暖化が進む可能性もありますので、給水スポットについては、町の通りの公共施設部分であるとか、いろんな方が使えるような、そういうものをしっかりと作って対応していく時代ではないかと思っておりますので、また実現に向けて努力してまいります。

○議長（古屋 宏治） はい、再質問はありますか。

○議員（吉本 文枝） 終わります。

○議長（古屋 宏治） はい、では、次の質問をお願いいたします。

○議員（吉本 文枝） 次に移ります。

2 問目、住民の命を守るため、R S ウイルス感染症の予防について質問します。

乳幼児や高齢者にとって特に注意が必要な「R S ウイルス」は、主に冬から春にかけて流行する呼吸器のウイルスです。大人がかかると風邪のような軽い症状で済むことが多いのですが、生後数か月の乳児や基礎疾患のある高齢者がかかると肺炎や気管支炎などを起こして重症化することがあります。

実際に、日本では2歳までにほとんどの子供が感染すると言われ、R S ウイルスは乳幼児の入院原因の主なものの一つです。特に早産で生まれた乳児や持病のある高齢者は、症状が悪化しやすく注意が必要です。R S ウイルス感染が広がると入院患者が増え、医療現場に大きな負担がかかるほか、医療費も増加するため、地域全体への影響も無視できません。

そのため、今注目されているのが予防接種や抗体薬です。2023年からは、乳児を対象にしたR S ウイルスの予防接種が導入されています。重症化を防ぐ手段として期待されています。また、国としても重点感染症と位置付け、高齢者向けのワクチンも開発されました。こうした情報を子育て世代や高齢者の方々に周知啓発し、医療機関や福祉施設と連携して、地域ぐるみで予防対策を進めていくことが必要だと考えます。

最近、風邪のような症状で検査をしてもインフルエンザでもコロナでもないと診断され、安心はしたもののなかなかよくならないという声をよく聞きます。もしかしたら、インフルエンザのように重症化のリスクが高いR S ウイルス感染症かもしれません。

肺炎を引き起こす原因ウイルスから、住民、特に乳幼児と高齢者を守り、健康寿命を延ばすことは非常に大切なことだと思います。町として肺炎の予防のためにどのような対策をお考えでしょうか。

○議長（古屋 宏治） はい、ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） 「R S ウイルス感染症の予防」についてご質問をいただきました。

R S ウイルス感染症は、日本の感染症法において、「5 類感染症」に定められております。この「5 類感染症」というのは、ご承知のように新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ、風しん、感染性胃腸炎などの感染症も含まれております。R S ウイルス感染症についての日本における現状については、ただいま議員からご説明があったとおりでございます。答弁の詳細については、所管課であります健康課長から答弁いたしますのでよろしくお願いいたします。

○議長（古屋 宏治） はい、田中健康課長。

○健康課長（田中 久善） おはようございます。

吉本議員のご質問「R S ウイルス感染症の予防」についてお答えします。

R S ウイルス感染症は、特に乳幼児や高齢者において重症化しやすい呼吸器感染症であり、肺炎や細気管支炎などを引き起こすことがあることから、住民の健康を守る上で重要な感染症の一つと認識しております。

本ウイルスは、日本国内において2歳までにほとんどの児童が感染すると言われており、乳幼児の入院原因としても主要な疾患の一つとされています。特に、早産児や基礎疾患を有する高齢者においては、重症化のリスクが高く、注意が必要であります。

ご紹介のとおり、令和5年度より、乳児を対象としたR S ウイルス感染症に対する新たな予防接種が開始されており、国においても高齢者向けのワクチン開発が進められているところでございます。R S ウイルスのように重症化リスクのある感染症に対して、ワクチン等を用いた予防手段を確保し、早期に感染拡大を抑えることは、医療機関の負担軽減や医療費抑制の観点からも重要な取り組みと考えております。

子育て世帯や高齢者に対する正確な情報提供を行うとともに、医療機関等との連携により、地域ぐるみで感染症対策を推進していくことは、町としても非常に重要な施策であると認識しています。

町といたしましても、今後も国や県からの情報収集に努めるとともに、感染症に関する住民への正確かつわかりやすい情報の提供に引き続き取り組んでまいります。また、保健・医療機関との連携強化を図り、肺炎など重症化リスクのある感染症の予防につながる対策を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（古屋 宏治） 再質問はありますか。

はい、どうぞ。

○議員（吉本 文枝） 例えば、どのような対策というか、広報の仕方とか考えてあることとかあれば教えてください。

○議長（古屋 宏治） はい、課長。

○健康課長（田中 久善） 啓発活動として、このRSウイルスは一般的に秋冬によくかかるウイルスと言われております。健康課オアシス篠栗としても、その病気の啓発をポスター等でその時期には掲げております。実際その程度でしか今行っておりませんが、今後はまた、国等の情報を正確に掴んで、皆さんに十分に正確な情報を伝えるように邁進してまいりたいと思います。

○議長（古屋 宏治） はい、再質問はありますか。

○議員（吉本 文枝） 終わります。

○議長（古屋 宏治） 質問順位3番、荒牧泰範議員。

○議員（荒牧 泰範） 議席番号12番荒牧でございます。

災害対策費について町長にお尋ねいたします。

自治体の最低限の責務では、生きるための水の供給と、ごみ・し尿処理ですが、前者は水道企業団と、後者は清掃施設組合において、その遂行が担保されておりますが、その前段として住民の命を守ることが第一と考えます。町内の施設や道路、橋梁等を見ますと、とても大震災や水害に耐えきれないと思われるものが多数存在いたします。特に、弱者であります高齢者や子供たちが使用する施設は最優先で改修するべきですが、篠栗中学校体育館や町民体育館や武道館は見るからに危なそうですが、安全性の検査は全ての施設でなされて改修計画は立ててあるのか、また特に危険な15の橋梁改修計画終了は8年先ですが、遅過ぎないか、お尋ねいたします。

篠栗町中長期財政計画改訂版では、老朽化した公共施設の長寿命化改修としか記載されておりませんが、莫大な予算を伴う建築物や構築物の耐震化工事の費用を考慮し、最優先で組み入れるべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古屋 宏治） はい、ただいまの質問に対し答弁を求めます。

はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 御質問は、「財政計画に災害対策費を考慮すべきではないか」という内容でございました。御質問の内容は「住民の命を守る」という視点からのものでございますので大変重要な課題であると認識しております。

内容が多岐にわたっておりますので、財産活用課、都市整備課、財政課からそれぞれの立場として、担当課としての答弁をまずさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○議長（古屋 宏治） はい、熊谷財産活用課長。

○財産活用課長（熊谷 重幸） まずは、公共施設を総括して財産活用課からお答えいたします。

平成26年4月に総務省から「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」が示され、地方公共団体において、公共施設の現状や総合的・計画的な管理に関する基本的な方針などを定める計画の策定が求められてきました。このような背景を基に、本町におきましても、公共施設等の総合的な管理は効率性を追求しながら、中長期的にわたり計画的に取り組むべき重要課題と捉え、平成27年12月に「篠栗町公共施設等総合管理計画」を策定し、その計画推進のため「篠栗町公共施設等個別施設計画」を策定しておるところでございます。

この計画は、本町が維持管理する公共施設等について、前述しました総合管理計画に基づき、個別施設ごとの更新や統廃合・長寿命化保全等の具体的な実施計画について検討し、施設の修繕・更新等の時期の分散と財政負担の平準化を図り、個別施設の長寿命化を推進するための中長期保全計画を策定しているものでございます。

議員が言われる学校施設におきましては、官庁施設の総合耐震計画基準の規定に基づき、I s 値0.7以上を確保することとされています。本町の学校施設の基準値は全てこれを上回っているところでございます。

なお、町民体育館と武道館におきましては、令和7年度に策定いたします「篠栗町公共施設等総合管理計画」と「個別施設計画」において存続を含め、今後の方向性を定めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（古屋 宏治） はい、堀都市整備課長。

○都市整備課長（堀 雅仁） 続きまして、橋梁改修計画について都市整備課からお答えいたします。

橋梁の長寿命化を目的とした改修計画は、国の道路メンテナンス事業費補助金を活用し、コスト縮減及び環境負荷の低減といった課題に対応するため、新技術や新工法を積極的に取り入れております。この取組に基づき、橋梁長寿命化修繕計画の策定業務を概ね5年に1回の周期で実施しているところでございます。

また、これに関連する橋梁の定期点検につきましては、平成26年7月1日に施行された省令・告示により全ての道路橋について、5年に1回の頻度で直接目視による点検が義務づけられており、本町においても、これに基づき定期点検を計画的に実施しております。

これらの定期点検の結果、健全度判定区分Ⅲ（速やかに措置を講ずべき状態）と判断された橋梁については速やかに補修設計を実施し、必要な補修工事を行っており、直近の工事実績といたしましては、令和5年度に「津波黒歩行者橋保全工事」、令和6年度には「乙犬地区1号線1号橋保全工事」及び「津波黒橋保全工事」を実施いたしました。

た。

議員御指摘の「特に危険な15の橋梁改修は8年先で遅過ぎないか」とのお尋ねでございますが、本橋梁の判定は健全度判定区分Ⅱ（予防保全段階）とされており、道路橋の機能に支障は生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましいものとなっております。

また、交通量に関しましても、比較的限定的な区間に位置することから、通常パトロールにおいて、また5年ごとに実施します定期点検の中で健全状態を把握することとしており、橋梁の安全と信頼性の確保を最優先に計画的な保全に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（古屋 宏治） はい、続いて、藤財政課長。

○財政課長（藤 忠文） それでは最後に、財政課から「耐震工事の費用を考慮して最優先で予算を組み入れるべきではないか」との御質問にお答えいたします。

耐震化工事は、地域の安全・安心を守る上で最も基礎的かつ重要な施策であり、今後の財政運営及び防災計画において、最優先に位置づけられるべきものと認識しております。

中長期財政計画は、「公共施設等総合管理計画」及び「個別施設計画」において計画した内容を反映して作成しているものであるため、詳しい内容の記載はされていませんが、「老朽化した公共施設の長寿命化改修」における事業の内訳として、耐震化工事を明確に位置づけ、「命に関わるリスクへの対応を最優先とする」という視点を反映させることにより、今後の財政運営を計画的に進めてまいります。

なお、次回の財政計画見直しにおいては、災害対応・耐震化・インフラの安全性確保といった視点を計画全体の中で明確に位置づけ、必要な事業には重点的な予算配分を行ってまいります。

以上でございます。

○議員（荒牧 泰範） 終わります。

○議長（古屋 宏治） 再質問ありませんか。

○議員（荒牧 泰範） ございません。

○議長（古屋 宏治） はい。

質問順位4番、品川静議員。

○議員（品川 静） 議席番号7番、品川 静です。

今回は、二つ質問させていただきます。

まずは、「教育現場にリハビリ専門家の導入を」についてです。

多様性が重視される現代においても、発達の特長や個性によって、学校で学びづらさを感じている子供や保護者は少なくありません。一方で、教員の負担は非常に大きく、現状では子供一人一人の特性に丁寧に向き合うには限界があります。こうした特別支援教育の充実や教員の働き方改革が求められる中で、作業療法士や理学療法士、言語聴覚士といったリハビリテーションの専門家の力を学校現場に取り入れる動きが注目されています。

しかし、一般的に「理学療法士は歩く訓練をする人」「作業療法士は手を使った訓練をする人」といった曖昧な認識にとどまり、身体機能だけでなく、注意・記憶・感情・意欲など「認知面・精神面」への介入も得意分野であることは、あまり認知されていないようです。作業療法士の「作業」とは、人が日常生活の中で行う活動全てを指し、それが滞る原因を探り、環境や関わり方を調整することで、自立を支援するものです。知的能力の不足を前提とせず、「できない」の背景にある感覚や心身の要因に気づき、対処するのが特徴です。

リハビリ専門家の学校現場での役割とその効果としては、「離席が多い」「手先が不器用」「対人関係がうまくいかない」といった行動について、反応や行動を観察し、簡易検査を通じてどんなサポートが必要かを見極め、適切な道具の工夫など、環境調整や周りの関わり方を提案することが可能です。学習が苦手な子供は、知的能力が原因だけではなく、目の機能が足りなかったり、記憶する機能だけが弱かったりする場合もあります。また、間違えることに極度のストレスを感じやすい傾向など、心身の要因を特定することで目の使い方や姿勢保持などの提案や適度な刺激を提供することにより、集中が保てるようになるなど具体的な支援を行います。このような支援は、その子らしい生き方を実現する土台となり、将来的な生活の向上にも寄与すると言われています。

先行事例として、飛騨市では市内の小中学校に「学校作業療法室」を設置する取組を行っています。この取組は、作業療法士が常駐し、学習をはじめ学校生活における作業の円滑化をサポートしています。神奈川県では、作業療法士に特別免許状を授与し、常勤の「自立活動教諭」として配置する制度を開始しています。これは教育と医療や福祉の垣根を越えた連携の実例であり、家庭や学校で実現できる支援に重きを置いています。ちなみに、アメリカでは生活領域に作業療法を取り入れるのが一般的で、学校では生徒自身が作業療法室へ行って、自分のケアの仕方を学んでいるそうです。

そこで、本町での導入の可能性について伺います。支援学級や医師の診断を受けて

いない、いわゆる「グレーゾーン」の子供たちも年々増加傾向で、早期かつ継続的な支援が有効なため、学校現場においてリハビリ専門職の知識や経験は大いに有用であると考えます。さらに、学習の遅れ、不登校、友人関係のもつれ、いじめ対応などを全て学校教員が担うのではなく、専門職と分担しながら連携して対応していく体制が可能になる点も注目しています。また、作業療法士などのリハビリ職が保護者や教員に対しても、子供への適切な接し方や支援方法を伝えることで、教員が本来の教育に集中できる周囲の環境づくりにもつながると思われます。

以上を踏まえ、以下の町の見解を伺います。

本町において、教育現場への作業療法士、理学療法士など、リハビリ専門職の導入について、どのように考えておられるか。

先進事例への関心や調査の予定はあるでしょうか。

小中学校においてグレーゾーンを含む発達特性のある子供への支援を強化する考えは。

最後に、教員の業務負担軽減と、教育と福祉の連携のあり方についての町の基本的な姿勢について。

以上、御回答をお願いいたします。

○議長（古屋 宏治） はい、ただいまの質問に対し答弁を求めます。

はい、今長谷教育長。

○教育長（今長谷 寛） ただいま、品川議員より「教育現場にリハビリ専門家の導入を」について御質問を頂きました。

「本町において、教育現場への作業療法士、理学療法士など、リハビリ専門職の導入について」の御質問にお答えいたします。作業療法士や理学療法士といったリハビリ専門職が有する知見は、肢体不自由や感覚過敏、運動機能に課題がある児童生徒をはじめ、配慮を必要とする子供たちへの支援において、大変有効であると認識しております。一方で、本町においては、こうした専門職を教育現場に配置するためには、人件費をはじめとした予算の確保、校内での活動スペースの確保、また他の支援体制との調整といった課題も多く、現時点では導入は難しい状況にあります。

しかしながら、本町では、教育支援センターに配置している特別支援教育相談員が専門的な立場から、学校や家庭に対し、発達や行動面に関する助言や指導を行っており、支援を必要とする児童生徒への対応も行っております。今後も、リハビリ専門職の知見を必要に応じて活用できるよう、医療・福祉機関との連携を図るとともに、現行の特別支援教育相談体制をより充実させ、配慮を要する児童生徒への支援に努めてまい

ります。

二つ目の「先進事例への関心や調査の予定について」の御質問にお答えします。本町小中学校の設置環境や関係機関の状況を鑑み、また現在構築している支援体制のさらなる充実に専念するため、今のところ調査等の予定はございません。

三つ目の「小中学校においてグレーゾーンを含む発達特性のある子供への支援を強化する考えについて」の御質問にお答えします。小中学校においては、発達障がい診断を受けているお子さんに限らず、いわゆるグレーゾーンと呼ばれる発達特性を有する児童生徒への理解と支援がますます重要になっております。本町においても、すべての子供が安心して学び、成長できる学校づくりを目指し、インクルーシブ教育の理念のもと、特別支援教育の充実に取り組んでいるところです。

具体的には、先ほど申し上げましたとおり、教育支援センターに配置している特別支援教育相談員が、専門的な知見を生かしながら、各小中学校を巡回し、教職員への助言・支援、また保護者からの相談対応を行っており、これにより、個々の児童生徒の状況に応じた指導や支援の充実を図っております。また、教員の支援体制の強化という観点では、発達特性の理解を深めるための研修を全教員、全支援員に実施するとともに、校内においても、特別支援教育コーディネーターを中心に、全ての教員が連携しながら、情報共有と対応を図っております。今後も、専門人材の効果的な活用や教職員の資質向上に努めながら、一人一人の教育的ニーズに応じた支援ができるよう体制の充実を図ってまいります。

四つ目の「教員の業務負担軽減と、教育と福祉の連携のあり方について」の御質問にお答えします。近年、学校現場では児童生徒の教育的支援に加え、家庭環境や福祉的な課題に関する対応も求められるようになり、教員の業務がますます多忙化しております。こうした状況を踏まえ、本町では庁内の福祉部門や外部の専門機関と連携した支援体制の整備に取り組んでおります。

具体的には、こども家庭センターや福祉課と連携し、家庭状況や生活支援が必要なケースに対しては、学校単独では対応せず、庁内でのケース会議の開催や情報共有を行いながら、教育と福祉の両面から包括的な支援を行っております。また、外部の医療機関や療育施設、発達支援センターなどとも連携し、必要に応じて保護者を通じた受診や専門的評価を勧奨するほか、学校内でもスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが関係機関と連携を図り、指導や支援の方向性を共有する場を設けております。

今後も教員が子供に寄り添った教育を行えるよう、支援体制のさらなる充実と教育・

福祉の連携強化に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（古屋 宏治） はい、再質問はありますか。

はい、どうぞ。

○議員（品川 静） はい、先ほど、支援教育相談員のお話がありましたが、その相談員の方の専門性というのはどういうものになるのでしょうか。

○議長（古屋 宏治） はい、教育長。

○教育長（今長谷 寛） 昨年度から教育支援センターに特別支援教育相談員を配置しております。特別支援教育相談員は、元中学校での特別支援学級担当をしておりました。その関係で、特別支援に関する知見を幅広く持ち、さらに現在、今回御質問がありましてリハビリ専門的知見も含めて、広く、この件について深く学んでいる職員でございます。

そういう意味で、今回の指摘にあります、リハビリ的な専門に関しましても、それぞれの現場、子供たち、保護者に対しての相談、さらに、学校体制における支援・指導、これについて相談そして指摘等を行っているという状況でございます。

○議長（古屋 宏治） はい、再質問ありますか。

はい、どうぞ。

○議員（品川 静） 私が今回このリハビリ職の方々を教育の現場にいいと思ったのはですね、日常的に高齢者施設でのそれぞれの専門家の方の連携を見て、その効果を実感したからなんですけれども、1人の方がたくさんの知見や経験を持っているということも大事だと思うんですが、医師・看護師の方が、例えば痛みをその方が訴えた場合、その医療として診るっていう方もいれば、訓練をして痛みがとれるということを診る方もいれば、介護士さんのように日常で痛みを感じているその感情に寄り添うということで、いろんな方が関わることで、その方の痛みがとれていくっていうことや、それを家族もこうやって支援すればいいよ、みたいなアドバイスをもらえるっていうところでいうと、そういういろんな人が関わっているっていうのが、やっぱり大事ななあというふうに感じましたので、そうするとですね、やっぱりその高齢者施設での専門職を持っている方というのも、今不足しているということで、教育現場でその目線を充実させていくっていうことをするためには、やっぱり今の現状の福祉施設の場所っていうのも充実していくということが両方必要だなと思って、これはすごく大変なことではありますが、全体として充実を図っていただければなと思います。その辺りも少しお話を頂けたらと思います。

○議長（古屋 宏治） はい、教育長。

○教育長（今長谷 寛） 今御指摘のとおり、小人数といいますか指導相談員が1人で対応するというのは大変で十分できるかという問題があります。現実的には、この相談員を通じて実際の専門家、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーも含めて、そして先ほどから指摘しております福祉課、それから療育関係、家庭センター、このあたりの専門家とつないで、その専門家が学校現場に出向く、または逆にその関係者が訪問して、指導を仰いだりするという場面、これは数多く、今実施しているところでございます。

ただ心配するのは、なかなかその専門家というのがですね、学校現場での状況を十分把握した形での専門家というのはなかなか見つからないというのが現状、これも現状です。

福岡教育事務所が巡回相談というのも実施して、これはもう年3回という、各学校3回というのが原則なんですけれども、その中に、こういう今のような作業療法士的な方というのが、本当に若干、もう1名2名というぐらいおられます。そういう方が実際訪問して、いろいろな話を聞いたりとか、指導・支援の仕方について研修したりとかいう場面も想定しておりますが、今後そういう意味で幅広くですね、そういう専門家の方々に情報をお聞きしながら、学校現場で活用といいますか、御指導していただける方を探し、そして結びつけていきたいというふうに思います。

○議長（古屋 宏治） はい、再質問はありますか。

はい、それでは、次の通告の質問をお願いします。

○議員（品川 静） では、次の質問に移ります。

人の命、動物の命、そして自然環境の健全さは、ひとつながりの命として支え合っているというワンヘルスの理念を、本町が推進宣言として掲げ、人と動物・自然がより良く生きる社会を目指す姿勢を示したことは、非常に意義深いことだと思います。この理念を具体的な政策として実現していくためには、感染症対策や健康増進にとどまらず、これまで行政の対象とされにくかった暮らしの価値観や、日常の営みに根差した領域にも踏み込む必要があると考えます。

ワンヘルスの理念を生かすべき分野は多岐にわたるため、今回は主に、野良猫・野良犬などの身近な動物との関係と、シカやイノシシなどの農林業被害や森林環境保全への対応など、ワンヘルスの理念を活かし、具現化する重要なテーマだと思い、次の点を中心に町の見解と今後の方針を問います。

まず、野良猫・野良犬との共生と行政の役割についてです。

(1) 町内での野良猫・野良犬に関する相談の現状と把握状況、あわせて相談しても「町は何もしない」と言われるとの複数の住民の認識を確認しましたが、これまで町政の範疇ではないとされてきた背景を踏まえ、今後の方針見直しの可能性があるのかどうか。

(2) 捕獲し、避妊去勢手術を行い、戻すというTNR活動や、地域猫支援、動物愛護団体との連携など、具体的な支援策を導入する考えは。

次に、野生動物による農作物・森林被害へのワンヘルスの視点については。

(3) 近年のシカやイノシシ等野生動物による農作物・森林被害の実態と被害額、傾向は。

(4) この課題を単なる害獣駆除ではなく、人と動物、環境の関係性の見直しとして捉えることについて、町の認識は。

(5) 農林業者や住民と連携した予防・対策の強化や持続的管理モデルの導入予定は。

以上、ワンヘルス推進宣言を行った本町においては人と動物そして自然が共に、より良く生きられる町の未来に向けて、行政の積極的な関与と制度設計を期待し、本質問といたします。

よろしくお願いします。

○議長（古屋 宏治） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） ただいまは、品川議員から「ワンヘルスに基づく、野良犬猫や野生動物の包括的施策の検討を」という御質問を頂きました。

新型コロナウイルス感染症をはじめとする「人獣共通感染症」は、今や人の感染症の約60%を占めると言われておりまして、人口増加や土地利用の変化に伴う生態系の劣化や気候変動などによって人と動物との関係性が変化していくことにより、もともと動物が持っていた病原体が様々なプロセスを経て、人に感染するようになってきたとされております。こうした中で、人獣共通感染症に対応するため、「人と動物の健康と環境の健全性はひとつ」とするワンヘルスの理念に基づき、総合的に取り組むことが求められておりまして、本町におきましても、令和7年第1回定例会において「篠栗町ワンヘルス推進宣言」を行ったところでございます。

このワンヘルスへの多岐にわたる実施施策の推進に関しまして、身近な動物についての御質問がただいまございました。

答弁につきましては、(1)、(2)を都市整備課から、そして(3)から(5)ま

で産業観光課から、答弁をいたします。

○議長（古屋 宏治） はい、堀都市整備課長。

○都市整備課長（堀 雅仁） 「ワンヘルスに基づき、野良犬猫や、野生動物の包括的施策の検討を」についての御質問（１）にお答えします。

町内における野良猫・野良犬に関する相談についてですが、令和６年度における野良猫に関する相談は３０件、野良犬に関する相談はございませんでしたが、飼い犬に関する相談は１４件ございました。

徘徊等による相談に関しまして、保健所に報告の上、対処することがございます。

野良犬に関しましては、狂犬病予防法に基づき登録や鑑札、注射済票をつけていない犬は抑留する必要があると思いますが、野良猫に関しましては、飼い猫の区別がつかないことや動物愛護の観点から、子猫で衰弱・負傷等の場合を除き、引取り（保護）を行えないようになっていることから、餌やりや置き餌などの指導などの注意喚起にとどまっていることが、背景にあるのではないかと拝察いたします。猫の問題に関しましては、飼い主側と猫による実被害を受けられた方との認識にも差があることから、適正な飼い方などについて、さらに積極的な情報発信を行っていきたいと考えております。

次に、質問（２）の野良猫に関しましては、地域猫活動の支援事業の紹介を行っておりますが、現在一つの地域で申請登録を行い、不妊避妊去勢手術を行いながら、地域での適正な猫の飼育を行っております。また、多頭飼育により、飼い主が適正な飼育を行うことができなくなったケースにつきましては、動物愛護団体の協力のもと、令和４年と令和６年にＴＮＲ活動を行ったこともございます。

今後も、先ほど述べさせていただきました情報発信や相談内容に基づいた支援策を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（古屋 宏治） はい、松熊産業観光課長。

○産業観光課長（松熊 大） 引き続き３点目の、「近年のシカやイノシシなど、野生動物による農作物・森林被害の実態と被害額及び傾向」についての御質問にお答えいたします。

まず、農作物の被害につきまして、農業者の共済保険を取り扱う農業調査によりますと、令和２年度から令和６年度までの５年間のシカ・イノシシの被害面積の合計が３９５．９ａ被害額の合計が４１６万８，０００円となっております。そのうち令和６年度の被害面積は１０４ａ、被害額は１１１万５，０００円となっております。次に、

森林被害につきまして、町が管理委託をしている福岡県広域森林組合からの報告によれば、同じくここ5年間の被害面積は230a、被害額は21万9,000円となっており、令和6年度は被害面積60a、被害額10万円となっております。農作物や森林の被害は、届出があったもののみ計上しておりますので、実質的な被害はこの数字を上回るものと想定されます。

被害の傾向といたしましては、特に農作物の被害が年々増加傾向にあり、その一因として猟友会の高齢化に伴います捕獲数の減少が顕著でしたが、令和6年度は猟友会の体制の見直しや増員により捕獲数が増加しております。森林被害につきましてはシカによる被害がすべであり、植樹した幼齢樹の食害、壮齢樹の樹皮剥皮害は確認するすべて山林で見られるのが現状でございます。

次に、4点目の「害獣被害を人と動物、環境の関係性の見直しとして捉えることに對する町の認識」についての御質問にお答えいたします。

野生鳥獣が自然のままに生きることが本来の姿であり、静かに見守ることが野生鳥獣との共存に必要なのでございますが、人的被害や感染症の発生、野生鳥獣の行動変化が起こる中で、既に生態系に悪影響を与えていることも考慮しなければなりません。実際に、野生鳥獣の被害による営農意欲の減退、未耕作地の増加、離農者の増加など、この数字に表れない被害は農業者に対して深刻な影響を及ぼしております。

状況によりましては、野生鳥獣の個体数や生息環境を人と野生鳥獣が共存できる適正な状態に戻す必要もあるため、福岡県が進めております生態系保全のための個体数管理の動向を注視して町としても取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、5点目の「農林業者や住民と連携した予防・対策の強化や持続的管理モデルの導入予定」についての御質問にお答えいたします。

現在、町では農林産物への被害防止対策として、電牧柵及び防護柵の購入費用に対して、有害鳥獣被害防止特別対策事業補助金の交付を行っております。電牧柵は費用の3分の2を補助し補助上限10万円。防護柵は費用の2分の1を補助し補助上限5万円の補助事業でございます。なお、令和7年度から中山間地域における設置は補助上限額を倍にいたしております。当該補助金につきましては、継続的に実施いたしており、近年の被害増加を鑑みて、令和6年度からは予算を増額しているところでございます。

また令和7年度から、糟屋地区猟友会から配布された小動物用箱罟20基の無償貸出事業を試験運用いたしておりまして、近年増加しています小動物による被害への対策として取り組んでいるところでございます。実態の把握に努めるとともに、来年度

以降も継続することを前提とした運用方法の改善にも努めたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（古屋 宏治） はい、再質問ありますか。

はい、どうぞ。

○議員（品川 静） はい、まずは野良猫のお話ですが「衰弱した子猫は除外」みたいな発言があったと思うんですけども、その子猫の対応は、どのようにされ、保護して元気になるまで育てるとか何かあるのかをちょっと知りたかったのと、あとは、今後は「町は関与しません」みたいな回答ではなく、支援団体であるとか関係するところに紹介していただいたりとか、何か指導していただいたりということがあるという認識でよろしいでしょうか。

○議長（古屋 宏治） はい、堀課長。

○都市整備課長（堀 雅仁） はい、保護した子猫の件でございますが、古賀の動物愛護センター、そちらのほうに転送する、もしくは、そういった形になっております。

それともう一つ、情報発信の件でございます。これにつきましてはですね、篠栗町のホームページの啓発やですね、令和6年度におきましてはクリエイト篠栗のロビーにて、動物病院協力のもとにですね、猫の適正な飼育やTNR活動、先ほど議員の方からもおっしゃったように、これの啓発物の展示を行っております。今後もこの取り組みについては継続して行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（古屋 宏治） はい、再質問はありますか。

は、いどうぞ。

○議員（品川 静） すいません、ちょっと認識不足で、保護センター＝保健所ですかねということは処分される、殺処分されるラインに乗っちゃうということですか。

○議長（古屋 宏治） はい、課長。

○都市整備課長（堀 雅仁） 詳細の部分はですね確認ができてない。申し訳ありません。

ですが、適正な買主等に引き渡す活動等も行っているということで伺っております。

○議長（古屋 宏治） はい、再質問はありますか。

はい、どうぞ。

○議員（品川 静） 野生動物の件なんですけれども、今大変な状況なので、そういう対策ですね、被害への対策強化というのは必要だと思うんですけども、ワンヘルスとして考えるとしたら、その関係性、人間と動物と、あと、森林の環境も変わってきているこ

とで、その境目がなくなっているというところかというと、森林の中の豊かな餌がとれるようなものをするとか、あとは今、耕さなくなった耕作放棄地とかいうのですかね、の整備とか、そういったことをすることで、もう一度ちゃんとその人の生活する場所、動物たちが豊かに暮らせる場所という、そういう観点も必要になってくると思うので、その辺の取り組みをちょっと聞かせていただければと思います。

○議長（古屋 宏治） はい、産業観光課長。

○産業観光課長（松熊 大） 耕作放棄地ですとかそういったところが、山間部と耕作地ですとか住居の間をなくしてしまった関係で、シカですとかが頻繁に出るような、ことになっておりますので、今農林水産省が推奨いたしておりますのが緩衝帯の整備ということで、山林とその耕作地や住居の間に見通しのよいエリアを5 mぐらい設置するということを進めておりまして、それによって動物の出没を減らすことができるということでございますので、そういった取り組みを、ちょっと研究してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（古屋 宏治） はい、再質問はありますか。

○議員（品川 静） 終わります。

○議長（古屋 宏治） はい。

質問順位5番、太郎良瞳議員。

○議員（太郎良 瞳） 議席番号5番、太郎良瞳でございます。

通告に従い質問いたします。

「すべての子供に安心できる居場所を」についてお伺いいたします。本町では5月30日より、新たにこども食堂がスタートし、町内3か所となりました。いずれも地域の方々の温かい思いや協力によって、子供たちが安心して過ごせる場所、地域のつながりを感じられる場所として育まれていくと思います。

近年、子供たちの環境は多様化しています。不登校の子だけでなく、放課後や休日に1人で過ごす子、家庭や学校に居づらさを感じている子、または、何となく行き場がない等、様々な理由で「自分の居場所が見つからない」と感じている子もいます。「居場所」というのは、特定の課題を抱えている子供だけのものでなく、すべての子供にとって必要なものだと考えます。自分らしく、自由に、のんびりと安心して過ごせる場所や、誰かと緩やかにつながれる時間を持てるかどうかは、子供たちの安定や成長に大きく関わってくると考えます。

また、家庭や学校では見えづらい不安や孤独感を地域の中でそっと受け止められる

場所があることで、大人と触れ合い、社会とつながる体験も得られ、不登校や心の不調の予防支援にもつながるのではないのでしょうか。困ってからの支援ではなく、困らないように備える、このような居場所づくりは、子供にとっても、地域にとっても双方の価値があると考えます。どの子にも、なんとなく行っていていい、そこに居れば安心できる、そのような、気軽に寄り道できる、より多様な居場所がもっと地域の中に増えていけば、子供たちの孤立は減っていくと思います。

また、子供たちにとって本当に安心できる居場所をつくるためには、大人の思いだけでなく、子供たちの声をきちんと受け止めることも大切だと考えます。子供たちの意見を反映することで、より足を運びやすい場所になるのではないのでしょうか。

これらのことから、次のことをお尋ねいたします。

(1) 今後、町としてすべての子供が自分の居場所を見つけられるような体制づくりや、場所づくりをどのように取り組んでいこうと考えていますか。

(2) 子供たちの声を居場所づくりに反映し、子供も当事者になるために、どのような方法が考えられるか、町としての方向性をお聞かせください。

(3) 居場所の継続的な運営のために、担い手の発掘・育成・支援に町が果たすべき役割について、どのように考えてあるのでしょうか。

以上、お願いします。

○議長（古屋 宏治） はい、ただいまの質問に対し答弁を求めます。

はい、今長谷教育長。

○教育長（今長谷 寛） ただいま太郎良議員より「すべての子供に安心できる居場所を」について質問をお受けいたしました。まず最初の「今後、町としてすべての子供たちが自分の居場所を見つけられるような体制づくりや場所づくりをどのように取り組んでいこうと考えているのか」の御質問にお答えいたします。

今年度策定しました「篠栗町こども計画」の基本目標4「地域でこども・若者を支えるまち」におきましては、(1)「こどもの居場所とは、家庭や学校以外で子供が心地よく過ごせる空間や、人とのつながりを持てる場所を指しますが、近年、家庭環境や孤立の課題が増える中で、居場所づくりは子供の心身の安全や健全な育成を支える重要な取り組みとなっています。篠栗町では町内施設等を利用した居場所を整備し、子供たちが気軽に立ち寄り、交流できる場所や機会づくりに取組みます」としています。

取り組みの内容としましては、「町立児童館（たけのこ・すぎのこ・やまばと児童館）での放課後児童クラブ（学童保育）や乳幼児の親子遊び教室、幼児から学童を対象とした館内行事など、今後も幅広い年齢層の子供たちが居場所として活用できるよう、事

業の充実を図ります。また子供たちが放課後に過ごす場所の一つとして、館内や学校の施設などを活用した学習・体験・交流などの様々な事業の実施を検討いたします」と定めています。

こどもの居場所につきましては、「令和6年に『子ども第三の居場所』として『フリースペースSHIN』を開設しました。家庭や学校で悩みを抱える子供たちが安心して過ごせる場所を提供することを目的として学習支援や食事の提供を行います。公民館やこども食堂など、それぞれの施設が行う活動を支援し、運営の継続や新たなプログラムの実現に向けて協力することで、子供たちの成長と笑顔を見守る温かな環境を築いていきます」と決めました。

第3期篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略にも掲げています。

基本目標1の「出産・子育ての希望をかなえる」の中で、具体的施策におきまして、放課後児童クラブの拡充として「保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後に児童館や学校施設などを利用し、適切な生活の場を与えて、学習・体験・交流活動を行う放課後児童クラブを整備し、受入れ可能数を拡大していきます」とし、待機児童数ゼロを目標としています。また、こどもの居場所づくりにつきましても「全ての子供たちが安心して過ごせる環境で、自己肯定感、人や社会との関わる力、生活習慣、学習習慣など、将来の自立に向けて生き抜く力を育む『こどもの居場所』の各校区への設置を目指します」と目標を定めています。

これらの計画をもとに、目標達成に向けて取り組んでまいります。

次の、「子供たちの声を居場所づくりに反映し、子供も当事者になるためにどのような方法が考えられるか、その方向性」についてお答えいたします。子ども居場所づくりを進めていくと、課題になるのが居場所づくりは大人をはじめとした第三者が主体となることが多い取り組みになるため、子供が求める居場所のあり方とギャップが生じやすいと言われています。各事業所、団体は、子供の声を聴きながら、よりよい居場所づくりに努めているところではありますが、必要に応じ、町としては居場所を利用した子供たちにアンケートを取るなどの意見を集約し、各事業所や団体と意見を共有しながら、よりよい居場所づくりをつくっていきます。また、各居場所に、子供たちによる子供たちの自治組織なども構築し、代表との懇談会などを検討したいと思います。

最後の、「居場所を持続的な運営のために、担い手の発掘・育成・支援に町が果たすべき役割」について、お答えいたします。「こどもの居場所づくり」の担い手について、地域には「こどもの居場所づくり」に関心を持っておられる方もいらっしゃいます。こ

うした思いを形にしていくためには、町としても現状のニーズを把握し必要に応じて研修の実施などを行い、担い手の育成につなげていくことが重要と考えます。また、持続可能な取り組みにしていくためには、地域組織との連携強化が欠かせません。町としては地域の自主的な活動と連携・協力を図りながら、地域住民がお互いに支え合う「地域で子育てのまちづくり」を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（古屋 宏治） はい、再質問はありますか。

はい、どうぞ。

○議員（太郎良 瞳） 「こどもの居場所づくり」について、いろいろ検討されているということでありがたく思います。

子供たちの居場所については、子供たちは距離の近さや安心感、気軽さというのが居場所の入り口になると思います。そして、それが町に点在するというのが理想だと思うんですけれども、町として、後押しできるような体制づくりは、今後できるでしょうか。例えば、公民館だとか空き家とか、そういうものを利用して、気軽に子供たちが行けるという可能性はあるでしょうか。

○議長（古屋 宏治） はい、教育長。

○教育長（今長谷 寛） 町として子供たちが気軽にといいますか、本当に安心して生活する場所をたくさん増やすということは、非常に大事なことだろうというふうに思っております。ただ、限界もありますので、まずもってこれについて、町として考えているのは、先日といいますか2月16日に、こども育成課が主催しました「ささぐり子育て応援フォーラム」の中で、むすびえ理事長の湯浅先生（認定 NPO 法人全国こども食堂視線センター）のほうからお話がありました。町という自治体が、こういう取り組みについては、後方支援をしっかりと行うように。というふうな御指導を頂きましたので、この後方支援について、町として考えているところでございます。

具体的に後方支援としましては大きく3つ考えています。

一つは、やはり場の提供につきましては、それぞれの方々の思いが生まれて提供するということが必要だろうと思いますし、公民館に関しましても、公民館は行政区が持つてある施設ですので、それぞれの行政区におきましても協力しますよという、そういう意味での啓発、町民皆さんが居場所をつくりたいという啓発の気持ち。これをしっかり皆さんと共有したいというのが1つ目です。

二つ目は、具体的にそういう居場所をつくるにあたって、やっぱり心がけなければいけないこと、いろんな意味での安全確保とか、それから配慮とか、そういう意味で

の、具体的に実際やろうと思われた方が、安心して子供たちがおられる場所はこのことですよ、という意味での研修、こういう場をつくりたいというふうに思っています。

三つ目が、情報提供、具体的にはどのようなことができるのか、他の地域ではどんなことをやっているのか、そういうようなところも含めまして、サポーターとかスポンサーというような情報も含めまして情報提供、こういう大きな3つの点で、町としては支援しながら、より多くの方、より多くの地域、より多くの場所で子供の居場所がつかれることを目指していくということでございます。

以上でございます。

○議長（古屋 宏治） 再質問はありますか。

はい、どうぞ。

○議員（太郎良 瞳） 居場所づくりで、子供と大人の温度差があるというような話をさっきおっしゃったと思いますけれども、子供たちも、そういう意見を出すことで、そこに参加しているということで、よりその場に行こうそしてまた、いろんな人と関わることで、心の成長にもつながると思うんですけども、子供も少しでも企画に関われるような工夫やサポートとか仕組みについて、何か考えていくようなことはございますでしょうか。

○議長（古屋 宏治） はい、教育長。

○教育長（今長谷 寛） この考え方は、皆さん御存じだと思いますけれども、1989年の国連総会があったときの「子どもの権利条約」、この浸透が今、少しずつなされてきたのかなというふうに思います。

日本におけるこども基本法というのもあります。こども基本法は令和4年に公布されて、5年に施行された流れでございます。

今までは子供たちは大人が決めたものとおりに動くものであるというような、そういう考え方でしたが、子供にも権利があるんだと、子供の考えを十分理解する、子供たちに考えさせるという、これが少しずつ浸透してきたかなと思っております。

従いまして、議員御指摘のですね、それぞれ居場所も、大人が与えるだけのものではなく、子供たちがつくっていく、子供たちの考えで運営できるようなそういう場面とございますか、区域、内容、そういうことについては、考えさせる場が必要であるというふうに考えておりますので、先ほど答弁にも申しましたように、アンケートだけではなく、子供たちがそこに参加してる中で、何らかの自治組織、上級生が中心になって、この居場所を、どういうふうにしたらより居心地よく生活できるかとか、どんなこと

したらいいかとか、どういうふうな決まりを決めようかとか含めてですね、そういうことができるような形のものができるとな支援、それぞれの運営されている方ですね、その方についても啓発をしながら、できるだけそういうふうな子供たちがつくれる居場所というものがより多く生まれるように、努めてまいりたいというふう思っております。

以上です。

○議長（古屋 宏治） 再質問。はい、どうぞ。

○議員（太郎良 瞳） 子供たちも一緒に考えながら、居場所づくりをしていこうという考えがあるということは、いい方向かなと思っております。

子供たちも、集めていろいろワークショップみたいな感じをしたとしても、なかなか知らない人のところで、ポンと意見を言うのも難しいと思うので、ちょっと学校と一緒に、連携じゃないけど、その中だったら、慣れた場所なので、いろいろな放課後のとか休日とかの自分の好きな居場所、こんなところがあったらいいっていうのは出しやすくなると思うんですけれども、そういう学校との連携で考えていくような考え方はございますでしょうか。

○議長（古屋 宏治） はい、教育長。

○教育長（今長谷 寛） 学校の活用というものについては、十分考えられる一つだと思います。ただ学校自体が非常に今多忙化しているということもございますし、いろんな課題を抱えているということでございますので、これにつきましては、十分学校現場の職員と相談しながらですね、可能であれば進めていきますし、また、できれば地域での活動が主になりますので、地域でやはりそういう意味での集約をして、地域のジュニアリーダーみたいな形で、地域の中でその子供たちを集めて話ができるという場をつくるというふうな、別の形での懇談会等も考えながら進めていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（古屋 宏治） 再質問はありますか。

○議員（太郎良 瞳） 終わります。

○議長（古屋 宏治） はい。

質問順位 6 番、横山和輝議員。

○議員（横山 和輝） 議席番号 6 番、横山でございます。

今回、「篠栗北地区産業団地の土地売買について」質問いたします。それでは早速質問いたします。

篠栗北地区産業団地は6用地がすべて売買契約され、そのうち3企業が操業しております。その中で、産業団地の事業用地2を購入していたケアユー、事業用地6を購入していた松原食品が撤退し、町が土地を買い戻し、その後、新たな企業として、この2用地を町はアトムと売買契約を結びました。

事業用地2は令和6年7月に3億9,626万円で、町がケアユーから土地を買い戻し、同年8月に4億3,588万円で売却しています。また、令和6年9月に2億6,097万円で町が松原食品から買い戻し、令和7年3月に2億8,706万円で売却しております。

この売買契約における事業用地2、6について3点お尋ねいたします。

一つ目は、買い戻し金額と売却金額の差額について根拠を求めます。また、この売却金額に至った経緯、計算方法を尋ねます。

二つ目は、買い戻した時点で新たに鑑定評価をとり直すこともできましたが、なぜ行わなかったのか理由を尋ねます。

三つ目は、アトムは2用地を購入いたしましたでしたが、それぞれに何を建設するのか。また、進捗状況について尋ねます。

以上、3点答弁を求めます。

○議長（古屋 宏治） はい、ただいまの質問に対し答弁を求めます。

はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 横山議員からは「篠栗北地区産業団地の土地売買について」の御質問を頂きました。

これまでの議会の特別委員会等で詳細に説明してきた内容でございますが、広く町民の皆様が聞くことのできる場であります一般質問において、御確認されたいという議員のお考えによるものと思います。

御質問の各項目については、担当課であります、まちづくり課から答弁をいたします。

○議長（古屋 宏治） はい、大内田まちづくり課長。

○まちづくり課長（大内田 幸介） まちづくり課でございます。

横山議員の「篠栗北地区産業団地の土地売買について」の御質問にお答えいたします。

一つ目の「買い戻し金額と売却金額の差額についての根拠、経緯、計算方法」につきましては、令和6年第3回臨時会及び令和7年第1回定例会の議員全員出席の予算特別委員会において、当該土地の売却金額の設定について説明をいたしましたとおり、

令和6年に固定資産の評価替えが行われていることに伴い、上昇率考慮後の路線価で、地価相当額単価を積算し、今後の変動を考慮し、直近の評価替え後の変動率を乗じ、単価を試算して算出いたしました。

二つ目の「鑑定評価をとり直さなかった理由」につきましては、当該土地については一団の開発地内の一事業用地であり、取引事例も当初時点以外になく、先ほど申しましたとおり、路線価、評価替えの変動率を用い、町で時点修正を行ったからでございます。

三つ目の「何を建設するのか、また進捗状況は」について、こちらにつきましては一企業の経営に大きく関わるものでございますので、ここで詳細に述べることは控えますが、現在「中堅・中小成長投資補助金3次公募」に申請されており、令和8年12月操業に向け、計画を進められていると聞き及んでおります。

以上でございます。

○議長（古屋 宏治） はい、再質問はありますか。

はい、どうぞ。

○議員（横山 和輝） はい、まず金額の違いに関しては、直近の上昇率また路線価など、そこら辺を考慮してこういった金額になったと言いましたけれども、まず、この上昇率は何%なのか、そして、またその直近と言いますけれども、何年間を考慮したのか。そして、言ってみれば、この鑑定評価をとったのは、そもそも何年前か、西暦でも構いません。その点お尋ねします。

○議長（古屋 宏治） 課長。

はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長（大内田 幸介） 令和6年に、固定資産の評価替えが行われております。評価替えの中で、その上昇率、路線価で6年の路線価の設定がされております。その後の変動率、こちらに関しましては、見込みとして1.1倍しているような形になります。

この固定資産の不動産鑑定になりましょうか、当初？

○議長（古屋 宏治） 不動産鑑定評価をとられた年月日を教えてくださいということなんです。

○まちづくり課長（大内田 幸介） 当初のですね。すいませんお待たせしました。当初の不動産の鑑定は平成29年7月27日から29年の9月13日ということで、業務委託のほうが出されております。

○議長（古屋 宏治） 再質問はありますか。

はい、どうぞ。

○議員（横山 和輝） 答弁で気になってるんですけども、路線価の金額で上昇率を今言われてましたけれども、そもそも路線価っていうのはですよ、相続税であったり、贈与税であったり、そういった税収を算出するために主に使われるやり方であって、土地の売買においてですね、土地の価格をそれによって、計算する方法ではないと思うんですね。さらに言うのであれば、土地の価格っていうのは毎年上下変動いたしますね。でも路線価っていうのは3年に1度じゃなかったですかね、たしか発表されるのが。毎年変動してるにもかかわらず、これは3年に1度しか変わらないものを用いて計算するっていう方法は、そもそも適してない方法だと思うんですけども、何故その路線価の上昇率をもって計算されたんですか。

○議長（古屋 宏治） はい、課長。

○まちづくり課長（大内田 幸介） 先ほども申しましたとおり、固定資産の評価替えというのが、鑑定後で路線価の設定をされ、令和6年にされてあります。言い方変えれば、直近での鑑定に近いものの数値が出ております。

各鑑定の積算自体はいろんな積算の方法があると思いますが、こういった町の固定資産の評価額こういったものを参考にして出される場合、あるいは近隣での直接の売買額こちらを参考として算出される場合、そのほかに広域的に近隣市町村等の状況を踏まえ将来的を考えての勘案される場合、あるいは県が毎年行っております地価公示、毎年鑑定して出されてますけども、こちらの金額を参考として売買契約を算出する場合、いろいろございますけども、今回は令和6年度に直近で評価替えを行っておりますので、その数値を用いさせていただきました。

○議長（古屋 宏治） はい、どうぞ。

○議員（横山 和輝） まず路線価はどのポイントを、どの範囲のことを、6年間で1.1倍ですか、どこのポイントを参考にしたのか。それと今の答弁の中でありましたけれども、県の公示価格を用いて、そこも考慮したとありますけれども、県の公示価格も、これはどこのポイントのことを言われたんですか。

そこ、答弁お願いします。

○議長（古屋 宏治） はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長（大内田 幸介） 今申し上げました4つの例というのはあくまでも、鑑定とか積算をする、あるいは売買をするときの参考として、こういったものを用いますよ、という例でございます。

先ほどの路線価に関しましては、町内全部路線価というのは通ってますけども、接

道をしている道と、その路線の価格という形になります。で、変動率というのは毎年、動きの状況等においてですね、変更してまいりますので、この３年の中で大体１．２５から１．１という動きが出てきておりました。今後の１．１は動くだろうというところで１．１倍を掛けたところでございます。

○議長（古屋 宏治） はい、どうぞ。

○議員（横山 和輝） 今の答弁だと計算が合わないと思うんですね。

３年間で１．２５、１．１ですね。ただ鑑定評価をとったのが平成２９年、約８年前ぐらいですかね、７、８年前。

毎年上昇と言いませんけれども、毎年変動してる中で、ずっと加算されているわけですね。で、直近の３年間だけでその金額を当初とった鑑定評価額に掛けるっていうやり方は、そもそも計算が合わないと思うんですね。毎年、毎年変動していた中でしたら分かりますけれども、もし直近の３年間だけでですね、鑑定評価にその上昇率を掛けたんですか。

そこ、答弁お願いします。

○議長（古屋 宏治） はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長（大内田 幸介） すいません、一点修正させていただきます。先ほどの事業用地６と事業用地２、こちらのほうとかですね、再鑑定の不動産鑑定業務がなされておまして、先ほど２９年というお話をさせていただきましたけども３０年の１月末から３０年の２月１６日、こちらで再鑑定のほうをいたしております。申し訳ありません。

それとこちらのときの鑑定は造成完了後から１年後という形での想定で広域的な鑑定の評価がされております。ですから、単純にその年からの積み上げとは若干変わってくるものと認識しております。

○議長（古屋 宏治） 再質問、はい、どうぞ。

○議員（横山 和輝） ちょっと私が今何を聞きたいか、もうちょっとかいつまんで、申し上げますけれども、先ほど言った県の公示価格ですね、私調べてきたんです糟屋郡内全て。工業専用地域と準工業地域ですね、調べてきたんですけれども、篠栗町はですね、県に申請していないのか、こういった公示価格、工業地域のですね、公示価格はなかったんですけれども。糟屋郡内すべて見ますと平成３０年から今に至って、どのぐらい土地価格が上がってるかと、大体倍ぐらい上がってます、例外なく。粕屋町に至ってはもう２．２倍ぐらい上がってるんですね、毎年ほんと１割ずつぐらい上がって、最終的には平成３０年に比べたら、結果、倍ぐらいの値段になってると、今の価値はですね、適

正な価格は。

ということは、ケアユーが今約4億円で買い戻したいしましたがけれども、それを考慮しますと、平均値で計算した場合7億7,000万円になります。高いところでいうと8億円超えます。そのぐらいの価格が適正価格だとなるはずが4億3,000万円ぐらいで売却してると。すごくね、町にとっても安くね、売ったことになると思うんですね。

当然そういった土地の価格について考慮したわけですから、こういったところも当然見てると思うんですね。なぜね、この鑑定評価をとらなかったのか、恐らく鑑定評価をとれば、これに近い数字になると思うんです。7億、少なくとも7億円超えると思いますよ、糟屋郡内軒並み上がってますから。なぜ、だから鑑定評価とらなかったのかと、上がってることは分かってましたよね、実際こうやって1割ぐらい上げてるわけですから、全体を見てるはずですから、もう一度聞きます、なぜこういう鑑定評価をとらなかったんですか。

○議長（古屋 宏治） はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長（大内田 幸介） 先ほどの県の地価公示に関してお話しさせていただきますけども、こちら県のほうで毎年不動産鑑定してあります。この地点におきましては、51市町村、県内で918か所あるんですけども、篠栗町においても7点とってあるような状況でございます。

あと評価的なものになりますけども、そのような形で若干上がってるという形にはなっておるんですけども、こちらの鑑定に関しては造成後の1年後というところを出しております。また、そこに関してはですね、その間にあったコロナとか、物流とかそういうことは、考慮されてないような状況もございます。

その地点地点での工事と、あとその土地そのものの評価というのは若干変わってまいりまして、例えば、土地の状況によりですね、補正というのが出てきますけども、幹線道路からの距離や接道の幅員、接道への間口や高低差、接道状況、敷地形態においても奥行きとか、成形状況や法面等を含む、含まないと。こういったところで補正がされ、価格も変動してまいる、というところがございます。

○議長（古屋 宏治） 質問はありますか。

はい、どうぞ。

○議員（横山 和輝） ちょっとね、何を言いたいか、ちょっとよくわかんなかったんですけども、ちょっと一つ尋ねますね。この執行部の中に、土地の鑑定できる人、いるんですか。で、もう一つ言います。これ誰が計算して、誰がチェックを行ったんですか。

○議長（古屋 宏治） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 先ほど来、縷々この購入買い戻し額と売却額との関係について、御意見を賜っておりますけれども、冒頭申し上げましたように令和6年8月6日の第3回臨時会、あるいは令和7年3月の定例会において、私どももこの買い戻し額、それから約1割の増額をして売却した、という流れについては議会の皆様方にしっかり説明を申し上げたところでございます。

当初から、ここのアトムにつきましては、1番最初のときに、2番目に手を挙げていただいておりますけれども、ケアユー・松原食品が先だったものですから、先に売買いたしましたけれども、その両者が買い戻しという形になって、私どもの町が買い戻した関係で、次に、私どもがこのアトムさんに、どうでしょうか、ということで話に行きましたということで申し上げました。

議員が言われることはよく分かります。鑑定評価し直して、7億8億円になって、公募をかけるのが筋じゃないかって。じゃ今この段階で、売れる、売れているかどうかも分からない、私どもが当初から目指しております食品系工業団地の建設に当たって、手を挙げている企業が未だにいないというケースも想定されるわけで、じゃあ7億円、私どもが持ち出しのまんまで、固定資産税も貰えない状況で町の土地として残っている場合と、私どもが手を挙げていただいたところに、少なくとも1割の差額を頂いて、この予定した金額で売却して、私どもの持ち出し分をカバーできた、なおかつ6,000万円のプラスが入った、そういうことを全体を含めて説明した上で、議会で御納得頂いて、この取り組みをして、売買契約も、議会の議決を頂いたものでございます。

ですから、それについては、御理解頂いているものと思いますので、それをおかしいんじゃないかということであれば、縷々私どもがお話し申し上げても、やりとりが明確じゃないとは思いますが、御意見の立場、御自分の立場として、これはおかしいんじゃないか、ということで方向性をお話し頂くということで、よろしいんじゃないかと思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（古屋 宏治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 理解できないので、また再び質問いたしますけれども、よくね、執行部がですね、言われることがあります「いついつ説明しました」と「いつ理解してもらいました」とよく言われます、特にこの一般質問の間ではですね。ただ一つ私から申し上げたいのは、ちゃんとここまで説明したかっていうことなんですね。近隣の町までこんだけ今上がってる土地価格が、そんな中でこういうふうな金額を設定しました、そこまではね説明してないんですよ、そこまできちんと隅から隅まで説明して初めて

いつまで「いついつにきちんと説明しました」そういう言葉はね、使っていただきたいと思います。

町長が言われました、先ほどですね。言われました。「金額を高くしたら売れなくなるんじゃないか」と、そういう問題じゃないと思うんですね。それが適正価格なわけですから。私物化じゃないんですよ、私物じゃないんですよ。これはもうちょっと上がり過ぎて高いから、こんくらいの金額で売ろうとか、そういう問題じゃないんですよ、きちんとした適正な価格が7億8億あれば、当然それで売らないと、売却しないんですね、それが売れるか売れないかの問題じゃないんです。故意にね、その価格を安く売ったことになりますよ、それはもう今の答弁だとですね。

それはもう私はね、町民に対する背任ともね、とれるようなやり方だと思います。ちなみに町長は知っていましたか、ここまで上昇していたことを。

そこをお尋ねします。

○議長（古屋 宏治） 三浦町長。

○町長（三浦 正） 他の地域の実勢価格等々につきまして、私ども十分把握しておりますし、そのことも踏まえた上で、私どもが新たに売買契約をいたしますよ、ということで議会に申し上げ、そして議会で議決を頂いたものでございます。それに対して、疑義があるということであれば、また違う立場で、いろんな御意見を頂ければいいんじゃないかと思います。

○議長（古屋 宏治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 町長も、そこら辺が直近の状況はどうなのか。直近といいますか、周りの自治体がどうなのか知っていたということが分かりましたので、次に質問いたしますが、ちょっとこのことを再質問し過ぎて、最初何て答弁したか忘れたんですね、三つ目のアトムが、何を建てるかですね、そこをもう一度説明してもらっていいですか。

○議長（古屋 宏治） はい、まちづくり課長どうぞ。

○まちづくり課長（大内田 幸介） 三つ目の質問の部分ですけども、一企業の経営に大きく関わるものでもございますので、ここで詳細に述べることは控えさせていただきますが、現在、「中堅・中小成長投資補助金第3次公募」に申請されており、令和8年12月操業に向け、計画を進められていると聞き及んでおります。

以上です。

○議長（古屋 宏治） はい、どうぞ。

○議員（横山 和輝） ちょっとよくわかんなかったんですけど、審査というのは何かの

補助事業が、アトムさんがどっか、補助事業に申請してるっていうことですか。

○議長（古屋 宏治） はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長（大内田 幸介） 現在、総務省のほうの、そういった中小企業の補助のほうに申請がなされてあります。

○議長（古屋 宏治） はい、どうぞ。

○議員（横山 和輝） これはアトムさんではなくて、久原本家にも言えることなんですよけれども、そういった補助事業に申請してます。で、通ったら建設を開始いたしますっていうような説明をですね、過去何度か聞いてはいるんですけども、これ、補助事業通らなかったらどうなるんですか。今の久原本家と同様ですね、もう何年も何年も何も建たないまま、ずっとこう通るまで、町は待ち続けるということですか。

○議長（古屋 宏治） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） この補助事業は、令和6年度の事業でございまして、令和6年度の補正予算の関係で、第2次までありまして、第3次まで行うということで、最終の結論が12月になるというところでございます。

補助事業の最大、総工費、対象工事費の3割まで国が面倒見ましょう、という、いわゆる無償で、いわゆる後で返してくださいじゃなくて、3割渡しますよ、という中小企業中堅企業の支援事業でございまして、そのために今一生懸命アトムさんは申請書を出して、交渉を行ってらっしゃるところでございます。久原本家さんのほうは、それにはもう断念されまして、そして少し規模を変えて、今詳細設計をされてありますので、後日私どものほうに公表できる詳細設計ができれば皆様方にも御案内申し上げます。アトムさんは多分、今回の第3次募集で通るだろうということで、それが通るという目処が立ったところで、私どもに計画をお持ちになるというご予定でございます。

○議長（古屋 宏治） 再質問ですか。

はい、どうぞ。

○議員（横山 和輝） その補助事業名の正式名称をですね、もう正式名称だけでいいです、後で調べますので、教えてもらいたいのと、アトムさんが通ると1番手っ取り早いんでしょうけど、もし久原本家と同様に断念せざるを得なくなった場合は、町としてはどういったふうにアトムさんにアクションを起こしていくのか、そこをお尋ねします。

○議長（古屋 宏治） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 花田代表取締役会長と、私が度々お話ししておりますけれども、当然建設することは間違いなくて、現在工場がばらばらになっている分を1手に集中したいということで、その分のいわゆるメイン銀行も、ちゃんと調達する目処は立ってい

るということでございます。その補助が出るかどうかということについては、その結果を待っているということで、その後、じゃどうなるかということについては懸念はしてないということでございますので、ご報告いたします。

○議長（古屋 宏治） 再質問はありますか。補助金の名称、正式な。

はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長（大内田 幸介） 正式名は、大きい名前のほうは「大規模成長投資補助金」っていうのが最初の動きの補助金でございました。今現在はですね、その中で括弧的な形で、「中堅・中小成長投資補助金」で、こちらがまた２０２４年に新設と。年々ということで、今回が３回目の申請のものになっております。

○議長（古屋 宏治） 再質問ありますか。

○議員（横山 和輝） 終わります。

○議長（古屋 宏治） はい。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして散会といたします。

散会 午後０時２２分

令和7年第2回(6月)

篠 栗 町 議 会 定 例 会

6月12日(採決)

令和7年 第2回 定例会 会議録

日時 令和7年6月12日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	崎 山 佐 穂	2番	浦 野 雅 幸	3番	吉 本 文 枝
4番	門 馬 良	5番	太 郎 良 瞳	6番	横 山 和 輝
7番	品 川 静	8番	古 屋 宏 治	9番	栗 須 信 治
10番	村 瀬 敬 太 郎	11番	今 長 谷 武 和	12番	荒 牧 泰 範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	田 村 明 広
教 育 長	今 長 谷 寛	総 務 課 長	有 隅 哲 哉
財 政 課 長	藤 忠 文	財 産 活 用 課 長	熊 谷 重 幸
税 務 課 長	山 口 恵 美	ま ち づ く り 課 長	大 内 田 幸 介
住 民 課 長	進 藤 功 次	収 納 課 長	平 山 智 久
福 祉 課 長	村 瀬 菊 子	健 康 課 長	田 中 久 善
都 市 整 備 課 長	堀 雅 仁	産 業 観 光 課 長	松 熊 大
学 校 教 育 課 長	吉 村 秀 昭	上 下 水 道 課 長	花 田 篤
社 会 教 育 課 長	横 内 綾 子	こ だ も 育 成 課 長	藤 幸 三

出席した議会事務局職員

局 長	水 江 靖 浩	次 長	伴 秀 代
係 長	齊 藤 裕 子	主 事	黒 瀬 友 宏

開会 午前１０時００分

○議長（古屋 宏治） おはようございます。

本日は、全員出席で開議は成立いたします。

なお、執行部では西村会計課長が病氣療養のため欠席いたしております。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

それでは、日程に従い議事を進めてまいります。

日程第１、議案第２６号「専決処分の承認を求めることについて（専決第７号）〔篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について〕」を議題といたします。本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、品川委員長。

○総務建設常任委員会委員長（品川 静） 報告いたします。

議案第２６号「専決処分の承認を求めることについて（専決第７号）〔篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について〕」、本議案は地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律等が令和７年３月３１日に公布され、同年４月１日から施行されることに伴い、篠栗町税条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分をしたので、同条第３項の規定により、これを報告し、議会の承認を求められたものです。

改正の主な内容は、物価上昇局面における税負担の調整と就業調整への対応として、個人住民税の諸控除の見直しの措置を講じるもので適用は令和８年１月１日施行です。

次に、固定資産税においてマンションの管理組合等から必要書類の提出があった場合において、減額措置の要件に該当する場合は当該マンションの区分所有者から減免措置の申告書の提出がなかった場合でも管理組合の管理者等が申請者となることができ、適用期間は２年延長され令和９年３月３１日までとし、令和７年４月１日施行です。

次に、軽自動車税の改正において現行の５０ｃｃ原付バイクは令和７年１１月以降に適用される排ガス規制に適応しておらず、今後の生産販売が困難な状況になっているとのことです。これに伴い、総排気量１２５ｃｃ以下の最高出力

４．０ｋｗ５０ｃｃ相当以下に制御したバイクを新基準原付バイクとし、軽自動車税種別割の税率を現行の５０ｃｃ原付バイクと同額の年額２，０００円とするよう改正され、ナンバーは白色、原付免許で運転ができ、交通ルールは今までの原付バイクと同じ

で、令和 7 年 4 月 1 日施行です。

当委員会で質疑がありましたので紹介いたします。

「当該条例の改正によって本町の税収見込みは」との質問に対し、「減収を見込んで
いる」との回答でございました。

質疑終了後、討論を行いました。討論はありませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり承認いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は承認です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（なし）

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 11 でございます。

全員賛成と認め、よって議案第 26 号は委員長報告のとおり承認されました。

日程第 2、議案第 27 号「専決処分の承認を求めることについて（専決第 6 号）〔篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について〕」を議題といたします。
本案は、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。
はい、吉本委員長。

○文教厚生常任委員会委員長（吉本 文枝） 報告いたします。

議案第 27 号「専決処分の承認を求めることについて（専決第 6 号）〔篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について〕」本議案は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律が令和 7 年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されることに

に伴い、篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を求められたものであります。

改正の主な内容は、賦課限度額の引上げにおいて、国民健康保険税の医療保険分を現行の65万円から1万円引上げ66万円に、また後期高齢者支援金分を現行の24万円から2万円引上げ26万円とするもの、とのことであります。総額は106万円から3万円引上げ109万円であります。

次に、国民健康保険被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準に関するもので、被保険者数に乗ずる金額が、5割軽減の基準については現行の29万5,000円から1万円引上げ30万5,000円とし、2割軽減の基準については現行の54万5,000円から1万5,000円引上げ56万円とするもの、とのことであります。この条例については、令和7年4月1日から施行されます。

当委員会の中で質疑及び討論はありませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり承認いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は承認です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（なし）

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数11、賛成11でございます。

全員賛成と認め、よって議案第27号は委員長報告のとおり承認されました。

日程第３、議案第２９号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。本案も文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、吉本委員長。

○文教厚生常任委員会委員長（吉本 文枝） 報告いたします。

議案第２９号「工事請負契約の締結について」、本議案は、町の児童厚生施設となる、やまばと児童クラブ整備事業について仮契約を締結したため、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求められたものであります。

契約の目的は、やまばと児童クラブ整備事業。契約の方法は、企画競争入札。契約金額は、６，０５０万円。契約の相手方は、福岡県糟屋郡篠栗町津波黒３丁目７番２９号立開・コプラス特定建設工事共同企業体 代表者 有限会社立開工務店 代表取締役立開 克利 であります。

工事の経緯といたしましては、篠栗小学校区の放課後児童クラブにおいて待機児童が発生しており、学童施設を整備し、定員数の増加による待機児童の解消を図るため、新たに新築工事を実施する、とのことであります。

次に、工事概要については、構造は準防火地域に対応する軽量鉄骨造り、または重量鉄骨造り、いわゆるコンテナハウスで、階数は２階建て、延べ床面積は１８２．２９平方メートル（５５．０７坪）、利用定員は児童６０名、放課後児童支援員６名、学童保育室２室のほか・トイレ・多目的トイレ・倉庫・静養室兼面談室を備え、近隣住民を迎えられるパーキング利用も可能なオープンパブリックの庭やイベント利用などができるセミパブリック的な庭も整備するとのことであります。

本事業で整備する新たな施設については、民間事業者のノウハウや創意工夫を生かし、早期竣工とコスト縮減の可能性を見込むことができる設計施工の一括発注方式を採用し、公募型プロポーザル方式により、優先交渉権者を決定し随意契約をしたとのことであります。

当委員会の中で質疑がありましたので紹介いたします。

「当該用地は借地であり、借地契約期間は１０年であるが延長することは可能か、また契約期間がきれて建物を移動し別の場所で使用することは可能なのか」との質問に対し、「契約期間の延長は可能である、移転費用は発生するが建物は５０年対応可能で移動し使用することは可能である」との回答でありました。

「企画競争入札と一般競争入札との違いは」との質問に対し、「企画競争入札いわゆ

るプロポーザル方式は参加事業者が業務の実施内容や方法を提案し、その提案内容をもとに総合的に評価選定を行う方式である。一般競争入札は発注者が定めた仕様に基づき主に価格を基準として落札者を決定する方式である。今回はプロポーザル方式を採用し1者からのみ提案があった」との回答があり、「どのような形で業者を募ったのか」との質問に対し、「町のホームページに実施要項を掲載し募集した」との回答でありました。

質疑終了後、討論を行いました。討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（なし）

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数10人、賛成10人、棄権1人でございます。

よって、投票総数全員賛成と認め議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第30号「財産の取得について」を議題としたします。

ここでお諮りいたします。

日程第4から日程第8までの、議案第30号から議案第34号までの、5議案については関連議案でございます。

会議規則第 37 条の規定によりまして一括議題とし、5 議案を一括して委員長の報告を受け、採決については 1 議案ずつ採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(古屋 宏治) 異議なしと認めます。

したがいまして、議案第 30 号から議案第 34 号までの 5 議案を一括議題といたします。当該 5 議案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、5 議案一括して委員長の報告を求めます。

はい、品川委員長。

○総務建設常任委員会委員長(品川 静) 報告いたします。

議案第 30 号「財産の取得について」、議案第 31 号「財産の取得について」、議案第 32 号「財産の取得について」、議案第 33 号「財産の取得について」及び議案第 34 号「財産の取得について」を一括にて報告いたします。

議案第 30 号は消防団多機能型小型動力ポンプ積載車 2 台、議案第 31 号は消防団小型動力ポンプ積載車 8 台、議案第 32 号は消防団ポンプ自動車 2 台、議案第 33 号は消防団支援車 1 台。議案第 34 号は消防団指令車 1 台、それぞれの購入に関するものです。

当該 5 議案は、消防団の消防活動において使用する当該財産の購入に関し、仮契約を締結したため、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求められたものです。

取得の目的は、消防団の消防活動における消防設備の購入。取得する財産は、消防団多機能型小型動力ポンプ積載車 2 台・消防団小型動力ポンプ積載車 8 台・消防団ポンプ自動車 2 台・消防団支援車 1 台・消防団指令車 1 台。

契約金額は、多機能型小型動力ポンプ積載車 2 台 3,443 万 3,840 円、小型動力ポンプ積載車 8 台 1 億 146 万 4,400 円、ポンプ自動車 2 台 5,828 万 8,440 円、支援車 1 台 892 万 9,100 円、指令車 1 台 1,078 万 300 円。契約方法は、一般競争入札。契約の相手方は、福岡県福岡市中央区平尾 3 丁目 17 番 6 号 株式会社福岡トーハツ 代表取締役 澤田 守雄 であります。

執行部の説明では、多機能型小型動力ポンプ積載車 2 台については、耐用年数が 20 年ですが、約 22 年経過し当該積載車は山間地域に配備するため 4 輪駆動方式であり、また小型動力ポンプを車両から降ろす際に使用する電動リフトは車椅子利用者の

乗降にも利用できるということです。

小型動力ポンプ積載車の8台につきましては、購入から24年経過が4台、23年経過が2台、22年経過が2台で、この車両は2輪駆動方式です。

ポンプ自動車の2台は購入から20年経過しており、山間地域でも対処できるように、4輪駆動方式の車です。

支援車につきましても購入から21年経過しており、山間地域でも対処できるよう4輪駆動方式で乗員定員は8名です。

指令車につきましては購入から24年が経過していますが指令車としての役割を終え、トイレトレーラーの運搬や女性消防隊活動車両として活動することが主になるということでした。新たに、指令車を購入するもので山間地域でも対処できるよう4輪駆動方式で、乗員定員は7名です。

以上、14台全て20年以上経過し老朽化していることから更新をするもので、オートマチック車となっています。

また、主なその他の災害対策装備機材としてサーチライト・充電式LED投光器・救命胴衣・救命浮環などを有するということです。財源の措置として、緊急防災・減災事業債を活用するもので交付税措置が70%ということです。

当委員会の中で質疑がございましたので紹介いたします。

「災害時には全ての班が現場に迅速に対応がとれる体制は整えられているのか、また、対応できる人員はどれくらいなのか」との質問に対して、「災害時は区長の要請に各区で動ける状態であり、大規模災害は消防団全体の指揮のもとで活動となるが、昼間に限れば対応できる現状は役場の消防団員が主となる」とのことでした。

「団員数が少ない班について統合することの予定は」との質問に対し、「今後検討していかなければならないことを認識している」とのことでした。

「購入の相手方は全て同一事業者であるが、競争入札ではなく随意契約の手法は考えられないのか、また納期は守れるのか」との質問に対し、「広く安く競争することを目的として競争入札にして成り立っている。納期については今年度末までに、となっている」とのことです。

「交付税措置が今年度だけなのか、また1年間での購入としては多いと感じ支出の平準化を計ることは検討しなかったのか、また、20年後の更新時に1度にたくさんの購入につながらないのか」との質問に対し、「交付税措置は平成29年度から今年までということ、各年度に平準化することが望ましい姿であるが20年以上経過していることを考慮して1度の購入になった、今年で交付税措置が終了するということで計画

を前倒しにしたものである」との回答があり。

「今回の購入が最後の更新になるのか」との質問に対し、「あと２台残っている」との回答であり。

「残っている２台の更新について財源はどのように考えているのか」の質問に対し、「交付税措置がない場合は町単独経費になる」との回答で。

「耐用年数を超えてからの使用期間は」の質問に対し、「現状では耐用年数を含め２４年使用している」との回答でありました。

質疑終了後の討論はございませんでした。

審査の上、議案第３０号から議案第３４号までの５議案すべて採決の結果、全員賛成にて原案の通り可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

はい、今長谷議員。

○議員（今長谷 武和） １１番の今長谷でございます。

議案第３３号についてお聞きします。これは何か特殊な機器を積むんですか、もし積まなければ、必ずしもこの業者じゃなくて一般の車屋さんでもいいんじゃないかなと思うんですけど、素人考えですけども、そこら辺の説明を頂きたいと思います。

○議長（古屋 宏治） はい、品川委員長。

○総務建設常任委員会委員長（品川 静） 委員会のほうではそのような質問がなかったので、その回答は得られておりません。

以上です。

○議長（古屋 宏治） よろしいですか。

はい、ほかにございませんか。

はい、質疑なしと認め次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

議案第３０号に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（なし）

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 11でございます。

全員賛成と認め、よって議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（なし）

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 11でございます。

全員賛成と認めます。よって、議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（なし）

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 11でございます。

全員賛成と認めます。よって議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（ 表決）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（なし）

なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます、投票総数 10、賛成 10、棄権 1 でございます。

投票総数全員賛成と認め、よって議案第 33 号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議案第 34 号に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

(表決)

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

(なし)

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 11 でございます。

全員賛成と認めます。よって議案第 34 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 9、議案第 35 号「財産の取得について」を議題といたします。

本案は文教厚生常任委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、吉本委員長。

○文教厚生常任委員会委員長（吉本 文枝） 報告いたします。

議案第 35 号「財産の取得について」、本議案は小中学校の給食室において使用する給食備品の購入に関し、仮契約を締結したため篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求められたものであります。

取得の目的は、小中学校給食室備品の更新を行うため。取得する財産は、篠栗小学校ではマイコンスライサー 1 台・パススルー冷蔵庫 2 台 勢門小学校では立体自動炊飯器 2 台 北勢門小学校ではティルティングブレージングパン 1 台・スチームコンベクションオーブン 1 台 篠栗中学校では牛乳保冷库 1 台・立体自動炊飯器 1 台・消毒保管庫 1 台。契約金額は、1,317 万 8,000 円。契約方法は、一般競争入札。契約の相手方は、福岡県福岡市博多区博多駅南 5 丁目 9 番 24 号 株式会社中西製作所 九州支店 支店長 小谷 雅人 であります。

執行部の説明は、これらの給食室備品は経年劣化にて故障が発生しており、給食運

営に著しく支障をきたしているために更新するもの、との説明であります。

質疑及び討論はありませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（なし）

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 11でございます。

全員賛成と認めます。

よって、議案第 35 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 36 号「令和 7 年度篠栗町一般会計補正予算（第 1 号）について」
を議題といたします。

本案は予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、品川委員長。

○予算特別委員会委員長（品川 静） 報告いたします。

議案第 36 号「令和 7 年度篠栗町一般会計補正予算（第 1 号）について」本議案は、
既定の予算総額に歳入歳出それぞれ 1,215 万 9,000 円を追加し、予算の総額を
歳入歳出それぞれ 145 億 4,397 万円とするものです。

歳出における主な事業では、衛生費において带状疱疹予防事業委託料に

405万2,000円を増額、教育費において体育館空調機工事設計委託料に
2,113万8,000円を増額、その他人事異動に伴う人件費として
1,291万8,000円の減額補正などを行っております。

主な歳入では、国庫支出金1,056万8,000円の増、町債1,050万円の増と
するものです。

債務負担行為補正については、粕屋南部消防組合分担金に令和7年度から
令和11年度まで3,524万2,000円。

地方債補正については、地方債の限度額の変更といたしまして、緊急防災・減災・国
土強靱化緊急対策事業債、補正前1,830万円を補正後2,880万円に変更するも
の です。全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細については省略
いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いた
しております。

以上です。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（なし）

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数11、賛成11でございます。

全員賛成と認めます。

よって、議案第36号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 11、議案第 37 号「令和 7 年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、品川委員長。

○予算特別委員会委員長（品川 静） 報告いたします。

議案第 37 号「令和 7 年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について」本議案は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ 290 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 27 億 3,495 万 9,000 円とするものです。

補正予算内容は、歳出において、人事異動に伴う人件費を 290 万円の減額補正するもの。歳入においては、繰越金を 290 万円の減額補正をするものです。全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上です。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（なし）

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 11 でございます。

全員賛成と認めます。

よって、議案第３７号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第１２、議案第３８号「令和７年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、品川委員長。

○予算特別委員会委員長（品川 静） 報告いたします。

議案第３８号「令和７年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について」本議案は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ７６万２,０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５億６,４４８万９,０００円とするものです。補正予算内容は、歳出において、人事異動に伴う人件費を７６万２,０００円の減額補正。

歳入において、繰入金７６万２,０００円の減額補正するものです。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上です。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（なし）

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 11 でございます。

全員賛成と認めます。

よって、議案第 38 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 13、議案第 39 号「令和 7 年度篠栗町水道事業会計補正予算（第 1 号）について」を議題といたします。本案も予算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、品川委員長。

○予算特別委員会委員長（品川 静） 報告いたします。

議案第 39 号「令和 7 年度篠栗町水道事業会計補正予算（第 1 号）について」本議案は、既決の予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額に収益的支出 402 万 7,000 円を追加し、収益的支出の予定額を 6 億 3,370 万 1,000 円とするものです。補正予算内容は、人事異動に伴う人件費の増額補正をするものです。全員出席の予算特別委員会にて審査をしておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上です。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（なし）

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 11 でございます。

全員賛成と認めます。

よって、議案第 39 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 14、議案第 40 号「令和 7 年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、品川委員長。

○予算特別委員会委員長（品川 静） 報告いたします。

議案第 40 号「令和 7 年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）について」本議案は、既決の予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額に収益的支出 951 万 1,000 円を追加し、収益的支出の予定額を 8 億 9,153 万 3,000 円とするものです。補正予算内容は、人事異動に伴う人件費の減額補正をするものです。全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上です。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

(なし)

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 11でございます。

全員賛成と認めます。

よって、議案第 40 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 15、議案第 41 号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

ここでお諮りいたします。

日程第 15 号及び日程第 16 の、議案第 41 号及び議案第 42 号の、2 議案につきましては関連議案でございます。

会議規則第 37 条の規定によりまして一括議題とし、2 議案を一括して委員長の報告を受け、採決については 1 議案ずつ採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（古屋 宏治） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 41 号及び議案第 42 号の 2 議案を一括議題といたします。

当該 2 議案は文教厚生常任委員会に付託しておりましたので 2 議案一括して委員長の報告を求めます。

はい、吉本委員長。

○文教厚生常任委員会委員長（吉本 文枝） 報告いたします。

議案第 41 号「工事請負契約の締結について」及び議案第 42 号「工事請負契約の締結について」を一括にて報告をいたします。

議案第 41 号は勢門小学校、議案第 42 号は北勢門小学校、それぞれの屋内運動場長寿命化改修工事の契約の締結であります。

本議案は、勢門小学校及び北勢門小学校の屋内運動場長寿命化改修工事について仮契約を締結したため、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求められたものであります。

契約の目的は、勢門小学校屋内運動場長寿命化改修工事・北勢門小学校屋内運動場長寿命化改修工事。契約の方法は、2 議案ともに指名競争入札。契約金額並びに契約の相手方は、勢門小学校が 3 億 6,278 万円 福岡市博多区空港前 5 丁目 5 番 5 号 株式会社飯田工務店 代表取締役 小山田 義人、北勢門小学校が

3億2,460万9,120円 福岡市東区千早2丁目3番37号 香椎建設株式会社
代表取締役 城戸 崇吉であります。

執行部の説明では、勢門小学校においては特にシロアリ被害、北勢門小学校においては雨漏り・漏電による照明故障が発生し、学校運営のみならず避難所運営に著しく支障をきたしているため、早期に改修工事を行い子供たちへ安心安全を提供したいとのことでありました。

なお、今回の工事の財源において、当初予算時に歳入として国庫補助金3分の1が充当され残りは地方債と町単費との説明でありましたが、国の方針により全国的に当該整備費用の補助金不採択となったため、国庫補助金と同等の財源措置が見込まれる地方債を活用して工事の実施に当たるとのことでありました。

当委員会の中で質疑がありましたので紹介いたします。

「当該工事について国の補助金はどのようなになるのか」との質問に対し、「当初予定していた学校施設環境改善交付金が国の補助3分の1、その他地方債の充当率が90%の起債を考えていたが今回その採択がなされなかった。これらに代わるものとして、補助金ではないが地方債として緊急防災・減災事業債等を活用する。これを活用することにより町の単独経費を抑えることを考えている」との回答があり。

「今回の工事は国の動向を情報収集してから着手することは可能なのか」との質問に対し、「今回の工事計画は令和3年度からの要望で今回予算計上したことに伴い、早期に実施し子供たちの安心安全を確保するため、今年度中の完成を目指す必要がある」との回答があり。

「工事完了が2月であるがその間の代替えの措置は」との質問に対し、「勢門小学校においては町民体育館を、北勢門小学校においては社会体育館を利用する方向で、社会教育課と連携し進めているところ」との回答があり。

「当初予算がそれぞれ4億5,000万円であったが今回の契約金額との差異は。また、入札時の予定金額と最低金額は」との質問に対し、「当初予算は、最近の社会情勢を鑑みての概算の計上であったが入札前に再度の積算をした結果、勢門小学校について税抜で予定価格は3億4,759万2,000円、最低制限価格は3億1,283万2,800円、北勢門小学校は税抜で予定価格は3億2,788万8,000円最低制限価格は2億9,509万9,200円」との回答がありました。

質疑終了後、討論を行いました。討論はありませんでした。

審査の上、採決の結果、議案第41号及び議案第42号ともに、全員賛成にて原案の

とおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

はい、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） 両議案とも、継続審査の申し出があったのか、なかったのか、その有無を教えてください。

○議長（古屋 宏治） はい、吉本委員長。

○文教厚生常任委員会委員長（吉本 文枝） ございませんでした。

○議長（古屋 宏治） はい、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） 先日、文教厚生委員会から協議会を持ちかけていただき参加させていただきましたが、その時も申し上げましたが、当初予算を可決した時と、歳入が不採択となり確定していないこと、加えて空調工事との取り合いの十分な説明もない、縷々勘案しまして、私はこれは絶対やらなくてはいけない使用者のためにやらなくてはいけない工事だと思いますが、この時点で可否を判断するのは私は難しいと思いますので、継続の審査の動議を口頭で申し訳ございませんが提出いたします。

○議長（古屋 宏治） ただいま荒牧議員から口頭でありますけども動議の提案がありました。

動議に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（古屋 宏治） はい、ただいま2名の賛同の方がいらっしゃいましたので動議は成立いたしました。

この件についてお諮りいたします。

議案第41号並びに議案第42号について、継続審査を行うということに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（古屋 宏治） はい、賛成5、反対5であります。

すいませもう一度お願いします、反対の方の挙手をお願いします。あ、賛成の方です、継続に賛成。賛成少数でありますので、この動議、継続審査を否決いたします。

ほかに質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

はい、反対討論から、はい、門馬議員。

○議員（門馬 良） 議席番号４番、門馬良でございます。

委員会の審議では賛成をいたしました。

よくよく考えました。

議案４１・４２の、２つの屋内運動場の大規模長寿命化改修工事におきまして、反対の立場で、討論させていただきます。

この議案は、老朽化した勢門小学校及び北勢門小学校の屋内運動場を合わせて約７億円かけての改修工事を締結するためのものです。私も１日も早く屋内運動場をきれいにして、子供たちに安心安全な場所で学習してほしいと願っておる１人ではございますが、雨漏りは平成２９年から、シロアリ被害は令和５年からの確認がされており、その都度、適切な対応がされていれば、このようなまとめたの大きな改修工事、これに至らずに済んだものと考えます。

また、国からの補助制度を活用する予定が不採択となったことで、防災・減災事業債及び学校教育施設整備事業債を活用するとの説明であります。双方を活用できた場合の町の負担金額も不透明です。

十分な説明もされておらず、何より町の大切な血税が幾ら必要なのかも不明なまま進めることは、私としましては正直賛否の判断ができません。今後も、老朽化が進む他の中学校や小学校のこともあるから急ぎたいとのことではございますが、だからこそ、再び繰り返さないためにも、今回時間をかけてしっかりと精査した上で、改めて提案すべきだと考え、反対いたします。

○議長（古屋 宏治） 次に、賛成討論はありませんか。

反対討論はありませんか。

はい、横山委員。

○議員（横山 和輝） 議席番号６番、横山でございます。

議案４１・４２号に対して一括で反対いたします。

それでは理由を申し上げます。

議案４１・４２号は老朽化した屋内運動場の改修工事を実施するために、勢門小学校に３億６，２７８万円、北勢門小学校に約３億２，４６０万円、合計約６億８，７３８万円を工事請負契約を締結するための議案でございます。

当初予算では、国の補助金を活用し合計６億８，７３８万円から町の負担額は約２億１，０００万円となる説明でしたが、今回この補助金が不採択となり、かわりに

緊急防災・減災事業債と学校教育施設整備事業債を活用するとの説明がございました。
この地方債で工事を行おうとした場合、町の負担は少なからず増加することとなり、
また、どれだけ増加するかも明らかになっておりません。

さらにこの地方債が必ずしも活用できるかどうかは不透明で、補助金同様に予定どおり
いかなかった場合どうするかも説明がございません。

金額も莫大であり、町は起債いわゆる借金をして工事を行おうとしております。

まずは一度しっかりと計画を立て直し、細かな町の負担、工事内容が適切か明らかに
すべきだと思います。

また、執行部及び教育長は現在小学校の体育館の雨漏り・シロアリの発生により床
が脆くなっているので子供のために安全を確保するために、いち早く直さなければい
けないと説明がありました。

子供のためと言えは聞こえはいいですが、実際雨漏りが確認されたのは平成29
年、シロアリの発生は令和5年と、数年前には判明していたことを子供のためという
ならば判明されてすぐに補修するべきであり、

工事内容も町の負担も不透明なまま、また明確にせず、子供のためだと感情論を持
ち出し、工事をスタートさせることを容認することは議員として無責任だと言わざる
を得ません。

しっかりと全容を理解した上で工事を行うことが、これが何よりも町民のためであ
り、何よりも子供のためだとして反対いたします。

○議長（古屋 宏治） はい、賛成討論はありませんか。

反対討論はありませんか。

賛成討論ありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

最初に、議案第41号に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（なし）

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 9、賛成 6、棄権 2 でございます。

よって、賛成多数と認め、よって議案第 4 1 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 4 2 号に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

(表決)

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

(なし)

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

投票総数 9、賛成 6、棄権 2 でございます。

よって賛成多数と認め、議案第 4 2 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 1 7、常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

総務建設・文教厚生両委員長から会議規則第 7 5 条の規定により、御手元のタブレットに掲載のとおり、閉会中の継続調査の申出がっております。

お諮りいたします。

総務建設文教厚生両委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（古屋 宏治） 異議なしと認めます。

よって、総務建設文教厚生両委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

次にお諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句・数字等の整理訂正につきましては、会議規則第 4 5 条の規定により議長に委任していただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（古屋 宏治） 異議なしと認めます。

よって誤読などによる字句・数字等の整理訂正は議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で、本定例会の日程は全て終了いたしました。

ここで、町長何か発言することがございましたら許可いたします。

○町長（三浦 正） 令和7年第2回定例会の閉会に当たりまして御挨拶申し上げます。

長期間にわたる御審議誠にありがとうございました。「篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について」の専決処分の承認を求めることについて等専決処分2件、「篠栗町固定資産評価員の選任について」の人事案件1件、「工事請負契約の締結について」3件、「財産の取得について」6件、令和7年度補正予算5件の、上程いたしました17議案すべてにつきまして可決、承認頂きましたことに感謝申し上げます。

本定例会に提出いたしました議案第41号、第42号の「工事請負契約の締結について」の審議において、3月定例会の当初予算審議において文部科学省「令和7年度学校施設環境改善交付金」を利用して工事することとしておりましたが、交付金の不採択の可能性が大きくなったことを踏まえ、予算上の財源更正を9月定例会にて提案することとし、来年3月の卒業式までにリニューアル工事を完了したいこと、今後、両小学校体育館に来年度夏までに空調設備工事を行いたいこと等を考慮いたしまして、工事請負契約の締結についての提案を行ったものでございました。

この間、文部科学省交付金について新聞報道もなされ、状況が大きく変化したにもかかわらず、その間の経緯について議会に対しての説明を行わず、唐突に議案を提出したこと、5月23日の本定例会の議会運営委員会までに議案の内容が固まらず、後日5月30日でございますが追加で議会運営委員会にお諮りしたこと等に対しまして、厳しい御批判を頂きました。

4月中旬に、第1回目の交付金不採択報告を受けて以降の状況について、文教厚生常任委員会に逐次御報告を行うべきであったと大いに反省をしております。

大変申し訳ございませんでした。

今後はかかることのないよう、議案を提出するまでに執行部と同様の情報共有を図り、しっかりと御審議頂けるよう、各課長が丁寧に対応することをお約束いたします。

今後、学校教育課における体育館空調工事、社会教育課における50周年記念体育館の空調工事等の大規模工事が続きます。

また、健康課所管において、開設後25年が経過し、設備の大部分が老朽化しているオアシス篠栗の今後の運営のあり方等について検討する重大な岐路に差しかかっております。

これからの時代に合ったオアシスバスの運営形態等の検討も含め、本定例会閉会以降6月中にも、こうした執行部が抱えております懸案事項を所管委員会にお諮りすることとし、場合によっては議会全体において共通理解を頂くための全員協議会の開催

もお願いすることになると思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、福岡管区気象台は6月9日に九州北部が梅雨入りしたと見られると発表いたしました。

早速福岡県南部では激しい雨に見舞われている状況で、我が町も心配でございます。例年の梅雨末期の集中豪雨に備え、開会日の諸情勢報告の際にも申し上げましたが6月23日月曜日に、職員による集中豪雨による土砂災害等を想定した対策本部の机上訓練を行います。平成21年に大きな災害を経験した我が町の対応力が風化することのないよう、しっかりと訓練してまいります。

6月14日土曜日の「よろこびとふれあいのまちづくりフォーラム」、7月1日の「社会を明るくする町づくり講演会」については、今年度はクリエイト篠栗大ホールがリニューアル中でございますので、会場を変えて規模を縮小して行いますが、議員各位におかれましてはぜひ御参加頂きますようお願いいたします。

以上、今後とも、篠栗町議会におかれましては篠栗町発展のための車の両輪としてお力を頂きますようお願い申し上げ、令和7年篠栗町議会第2回定例会の閉会のご挨拶といたします。

長期間にわたる御審議誠にありがとうございました。

○議長（古屋 宏治） 以上で、本日の会議を閉じます。

これをもちまして、令和7年第2回篠栗町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時08分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会議長

古屋 宏治

篠栗町議会議員

村瀬 敬太郎

篠栗町議会議員

今長谷 武和
